令和7年度

南相馬市立図書館要覧



目 次

| 1 | 南相馬市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
|---|---|----|
| 2 | 沿革······ | 3 |
| 3 | 施設概要 | |
| | (1) 中央図書館 | 7 |
| | (2) 小高図書館 | 8 |
| | (3) 鹿島図書館 | 9 |
| | (4) 市民情報交流センター | 9 |
| 4 | 利用案内 | |
| | (1) 中央図書館・小高図書館・鹿島図書館 | 10 |
| | (2) 市民情報交流センター | 12 |
| 5 | 組織・運営 | |
| | (1) 組織機構 | 13 |
| | (2) 職員配置 | 13 |
| | (3) 事務分掌 | 14 |
| | (4) 図書館協議会 | 14 |
| 6 | 事業概要 | |
| | (1) 令和 7 年度南相馬市立図書館運営方針 | 15 |
| | (2) 令和 7 年度当初予算 | 17 |
| | (3) 令和 6 年度事業実績報告 | 19 |
| 7 | 統計資料 | |
| | 目次 | 26 |
| 8 | 条例•規則 | |
| | (1) 南相馬市立図書館条例 | 35 |
| | (2) 南相馬市立図書館規則 | 37 |
| | (3) 南相馬市立図書館協議会の会議運営に関する規則 | 41 |
| | (4) 南相馬市立図書館 資料収集方針 | 42 |
| | (5) 南相馬市立図書館資料除籍基準 | 44 |
| | (6) 南相馬市民情報交流センター条例 | 46 |
| | (7) 南相馬市民情報交流センター条例施行規則 | 49 |

1 南相馬市の概要

南相馬市は、平成18年1月1日に小高町・鹿島町・原町市の1市2町が合併して誕生しました。東部には太平洋が広がり、西部には阿武隈高地が連なる海洋性の穏やかな気候に恵まれた自然豊かなまちです。

平成23年3月11日に発災した東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発 電所事故から15年目を迎え、より長期的な視点から持続可能なまちづくりを目指し、多 くの復興関連事業に取り組んでいます。

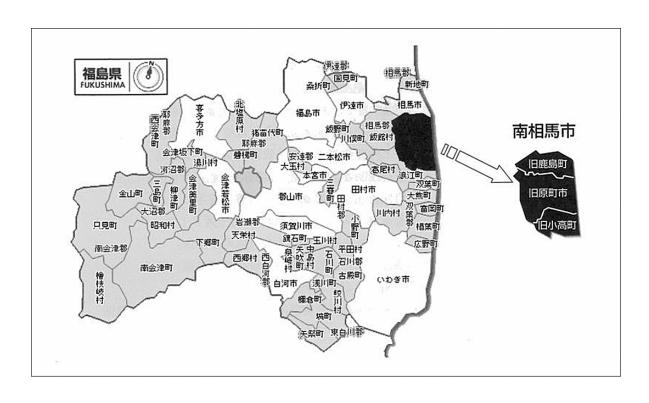
■位置 東経140°57′26″ 北緯 37°38′32″

- ■面積 398.5km²
- ■人口 55,069人(令和7年4月1日現在)※現住人口

男 28,993人

女 26,076人

■世帯数 26,412世帯



2 沿革

| \triangle | 昭和48. | | | 原町市立原町図書館建設工事着工 |
|-------------|-------|-----|-----|--------------------------------------|
| | 49. | 2. | | 完成 完成 |
| | | 2.2 | _ | 原町市文化センターとして落成 |
| | 49. | | | 原町市立図書館条例制定 |
| | 49. | | | 原町市立原町図書館開館(同年 5.1より閲覧開始、10.1より貸出開始) |
| ∇ | 平成 4. | 9.1 | 2 | 原町図書館おはなし会開始 |
| | | | | (毎月第2土曜日 平成15年度から第3土曜日) |
| | 9. | 6. | 1 | 原町図書館図書電算システム導入着手 |
| | 9.1 | 2. | 2 | 図書電算システム業務開始(富士通FIP) |
| | 12. | 4. | 1 | 小高浮舟文化会館図書室(現小高図書館) 開館 |
| | 12. | 6. | 2 | 読み聞かせボランティア養成講座開講 |
| | 13.1 | 0. | 1 | 地域イントラネットによる図書館情報提供開始 |
| | | | | (蔵書検索ホームページ掲載) |
| | 14. | 7.1 | 1 | おはなしのへや開始(毎月1回木曜日) |
| | 14.1 | 1. | 2 | 図書館友の会「としょかんのTOMOはらまち」設立 |
| | 15. | 7. | 3 | 原町市立図書館建設基金条例制定 |
| | 15.1 | 1.2 | 2 7 | 第1回図書館建設市職員検討委員会開催 |
| | 15.1 | 2.1 | . 8 | 第1回図書館建設市民検討委員会開催 |
| | 16. | 4. | 1 | 鹿島町生涯学習センター図書室(現鹿島図書館) 開館 |
| | 16. | 4. | 1 | 原町市立原町図書館図書業務係・建設係の2係設置 |
| | 16.1 | 0.2 | 9 | 原町市新図書館整備基本計画策定 |
| | 17. | 8.1 | 2 | ㈱ NTTファシリティーズ東北支店を CMRとして選定 |
| | 17.1 | 1. | 6 | 子どもの読書活動推進を目的とした講演会実施 |
| | | | | 講師: とよたかずひこ氏(絵本作家) |
| | 17. | 8.1 | 8 | (株)寺田大塚小林計画同人を基本設計者として選定 |
| | 18. | 1. | 1 | 小高町、鹿島町、原町市の合併により南相馬市誕生 |
| | | | | 条例制定により小高図書館、鹿島図書館、原町図書館の3館誕生 |
| | 18. | 1. | 1 | 市町村合併に伴い、図書館建設事業を図書館建設係から教育委員会 |
| | | | | 事務局生涯学習課生涯学習推進係に移管 |
| | 18. | 8.2 | 2 2 | 育児相談会(原町保健センター主催) において、原町図書館からの出前 |
| | | | | おはなし会開始(隔月) |
| | 18.1 | 2.1 | 7 | 第1回図書館連続講演会実施 (詳細・第2回以降は別表参照) |
| | 19. | 1. | 1 | 埴谷・島尾記念文学資料館が博物館所管から図書館所管となる。 |
| | 19. | 4. | 1 | 図書館建設事業を教育委員会事務局生涯学習課生涯学習推進係から |
| | | | | 原町図書館へ移管、育児相談会における出前おはなし会を毎月に |
| | 19.1 | 0. | 2 | 3歳児健診(鹿島保健センター主催)において、鹿島図書館からの出前 |
| | | | | おはなし会開始(隔月) |
| | 19.1 | 1. | 7 | ひよこくらぶ(小高保健福祉センター主催)において、小高図書館から |
| | | | | の出前おはなし会開始(年2回) |
| | 20. | 3.3 | 1 | 新図書館建設工事着工 |
| | 20. | 4. | 1 | 小高図書館・鹿島図書館が地域教育課所管から図書館所管となり |
| | | | | 原町・小高・鹿島図書館が一つの組織となる。 |
| | 20. | 4.1 | 1 | ブックスタート事業開始(健康づくり課との共同事業。10か月健診受診 |
| | | | | 者を対象に絵本 1 冊、図書館利用案内等をプレゼント) |
| | 20. | 5. | 1 | 小高図書館、鹿島図書館職員による区内小中学校、幼稚園、保育園への |
| | | | | |

支援開始(出前おはなし会、ブックトーク、団体貸出)

20. 5. 南相馬市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会、市民検討委員会 を設置 20.7.1 電算システム統合により小高、鹿島、原町図書館の同一カードによる 貸出が実現する。 21. 1.31 新図書館市民見学会実施 21. 南相馬市子ども読書活動推進計画策定 3. 1 21. 4. 1 電算システム更新に伴いホームページリニューアル 鹿島図書館の休館日を試験的に毎週水曜日とする(休館日の増) 21. 6. 1 原町図書館閉館、引越作業開始(この間、小高、鹿島図書館は開館) 21. 8.12 (仮称) 南相馬市立中央図書館・南相馬市民情報交流センター(以下、 「中央図書館」)竣工式 21. 8.19 中央図書館への資料移転作業開始 21. 9. 1 中央図書館引越ボランティア受入 ~ 1.8 (資料の装備及び配架作業:参加者91名、延べ参加者504名) 21.11. 7 ~ 8 中央図書館市民見学会実施 21.11.28 電算システム更新に伴い小高、鹿島図書館も休館(全館休館) 21.12. 1 条例の改正により、原町図書館が中央図書館に名称を改める 鹿島図書館の休館日を正式に毎週水曜日とする 中央図書館に読書企画係・資料サービス係・市民情報交流センターの 3係設置 21.12.12 中央図書館・市民情報交流センター開館(小高、鹿島図書館同時開館) 中央図書館の開館時間が平日: 9時30分~20時30分、土日祝: 9時30分~17時30分に変更 貸出点数が1人5点から15点に増加 DVD、複製絵画・ポスター、おもちゃの貸出開始 インターネット閲覧用固定端末・ノートパソコン貸出開始 ホームページ、館内OPACからの貸出中資料の予約受付開始 無線LANサービス開始 21.12.12 中央図書館オープン記念事業実施 $\sim 22.1.17$ 22. 1.23 ライブラリーシアター開始(原則毎月第2・4土曜日) 子ども映画会再開 (主催:中央図書館に変更、毎月第2土曜日へ回数増) 22. 1.28 おはなしのへや再開(毎月第2・4木曜日へ回数増) 22. 1.30 おはなし会再開(毎月1・3・4・5土曜日へ回数増) 中央図書館職員による原町区内小中学校、幼稚園、保育園への支援開始 22. 5. 1 (出前おはなし会、ブックトーク、団体貸出) 22.12.11 中央図書館開館1周年記念事業実施 $\sim 23. 1.10$ 23. 3.11 東日本大震災(14時46分発生)以降、震災後全館臨時休館 ~ 2.3 . 8. 8 2 3. 8. 中央図書館、開館時間を短縮して再開 9 23.12. 6 鹿島図書館、開館時間を短縮して再開 24. 4. 1 市内4校(原三小、石神二小、小高小、鹿島小)の学校図書館への支援 員派遣開始 25. 4. 1 市内全小学校の学校図書館への学校図書館支援員派遣開始

(小学校16校・学校図書館支援員8名)

| 25.11.21 | 南相馬市立中央図書館・南相馬市民情報交流センターが日本図書館協会 |
|-------------------------|--|
| | 建築賞を受賞 |
| 26. 1.17 | 南相馬市立中央図書館・南相馬市民情報交流センターが福島県建築文化 賞優秀賞を受賞 |
| 26.4.1 | 市内全中学校の学校図書館への学校図書館支援員派遣開始 |
| | (小学校15校、中学校6校・学校図書館支援員11名) |
| 26.8.3 | 『図書館のプロになろう!めざせ「小学生司書」!』を再開 |
| | (市内の小学生を対象に拡大し実施) |
| 26.10. 1 | おはなし会拡充(毎月第3・4土曜日へ回数増) |
| $2\ 6.\ 1\ 1.\ 1\ 1$ | 中央図書館開館5周年記念事業実施 |
| $\sim 27.$ 2. 7 | |
| 27. 4. 1 | 中央図書館の開館時間が平日:火〜金曜日9時30分から20時に変更 (開館時間の増) |
| 28. 2.26 | 公益社団法人シャンティ国際ボランティア会から移動図書館車寄贈 |
| 28. 3. 9 | 第二次南相馬市子ども読書活動推進計画策定 |
| 29.4.1 | 市内3校(原一小、原二小、小高区四小)をモデル校とし、週5日1つ |
| | の学校に勤務する専任の学校司書を配置 |
| 28. 5.26 | 移動図書館車運行スタート |
| 28.7.1 | 「活字を読みづらい方のための録音図書提供サービス」開始 |
| 28. 7.15 | 小高図書館再開館 |
| 3 1. 4. 1 | 学校図書館支援員、学校司書の名称を学校司書に統一 |
| | (学校教育課所属3名・中央図書館所属9名 計12名) 専任の学校司書を置く学校を市内3校から6校に拡大 (学校司書12名、うち専任6名) 埴谷島尾記念文学資料館を生涯学習課に移管 |
| ▽ 令和 元.12. 1 | |
| ▽ 令和 元.12. 1 ~22 | 開館10周年記念事業 声の森プロジェクト |
| 元. 1 2 . 1 4 | 開館10周年記念式典実施 |
| JL. 1 2 . 1 4 | メモリアル講演「南相馬10周年で、もういちど図書館を考えてみる」 |
| | 講師: 寺田 芳朗氏(寺田大塚小林計画同人代表) |
| | 開館10周年記念事業 村山由佳講演会「別れが教えてくれること」 |
| 元. 12.15 | 開館10周年記念事業 ライブラリーコンサート実施 |
|)L. 1 2 . 1 3 | 演奏者: 狩野 泰一氏(篠笛)、濱田 道子氏(ピアノ) |
| 元. 1 2 . 2 2 | 開館10周年記念事業 図書館まつり実施 |
| 2. 3.31 | 『南相馬市立図書館10周年記念誌』発行 |
| 2. 4. 1 | 学校司書12名を学校教育課所属に移管 |
| 2. 4. 1 | おはなし会開催日時変更(毎週土曜日開催) |
| | ※4月~7月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催せず |
| 2. 4.18 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全館臨時休館 |
| ~ 5.18 | 初至10万万万万万元以入門正V7元W7、王昭明時7万日 |
| 2. 5.12 | 移動図書館車運行再開 |
| 2. 5.12 | 中央図書館で休館中の予約資料受取サービスを開始 |
| ~ 5.19 ~ 5.24 | 1八四日頃(中頃TVノ)が具竹文板リー これで 開知 |
| 2. 5.26 | 中央図書館再開館 |
| 2. 6. 2 | 小高図書館・鹿島図書館再開館 |
| 2. 8. 1 | 感染症拡大防止のため中止していたおはなし会を再開 |
| 2. 8. 8 | 感染症拡大防止のため中止していたライブラリーシアターを再開 |
| 3. 2.19 | 第三次南相馬市子ども読書活動推進計画策定 |
| 5. 2.19 | カール四川が中1~0m目目約1m毎日 岡水化 |

- 3. 3.20 市内公共施設にて新型コロナウイルス陽性者が確認されたため ~21 臨時休館
- 3. 4.23 子供の読書活動優秀実践図書館として文部科学大臣表彰を受ける。
- 3. 7. 8 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全館臨時休館
- ~ 7.31
- 4. 1.18 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全館臨時休館
- ~ 2.20
- 5. 1.13 永寶株式会社より車両(配本車)の寄贈を受ける。
- 5. 1.27 配本車初運行
- 6. 3.30 入館者300万人記念行事開催

図書館連続講演会

| | 開催日 | 演題 | | 講 師 |
|------|-----------|---|----------|--------------------------------------|
| 第1回 | H18.12.17 | 「図書館って何ができるの?」 | 塩見 昇氏 | (日本図書館協会理事長、 大阪教育大学名誉教授) |
| 第2回 | H19. 1.21 | 「図書館活用教育の可能性を拓く」 | 五十嵐絹子 氏 | (鶴岡市立朝暘第一小学校 学校司書) |
| 第3回 | H19.10.27 | 「楽しい本の世界にいざなうために」 | 荒井 督子氏 | (東京子ども図書館常務理事) |
| 第4回 | H20. 2. 2 | 「情報化社会のじょうずな歩き方」 | 山本 順一氏 | (筑波大学教授) |
| 第5回 | H21. 1.31 | 「図書館を使いこなす」 | 斎藤 文男 氏 | (富士大学教授) |
| 第6回 | H22. 3. 6 | 「図書館が学歴社会を変える」 | 濱田 幸夫 氏 | (前筑波大学大学院図書館 情報メディア研究科専任講師) |
| 第7回 | H25. 3. 2 | 「どうする!どうなる?電子書籍 - 図書館とデジタルアーカイブを考える-」 | 山崎 博樹 氏 | (秋田県立図書館 副館長) |
| 第8回 | H26. 2.15 | 「子どもと本を結ぶもの – よりよい子どもの読書環境を築くために – 」 | 高梨 富佐 氏 | (東北福祉大学 総合福祉学部 社会教育学科講師) |
| 第9回 | H26.11. 1 | 「まちづくりと図書館」 | 手塚 美希氏 | (岩手県紫波町図書館 主任司書) |
| 第10回 | H27.11. 7 | 「図書館で地域のお宝発見!」 | 内野 安彦 氏 | (常磐大学·十文字学園女子大学等 非常勤講師、元塩尻市立図書館長) |
| 第11回 | H29. 2.18 | 「すべての人に図書館サービスを」 | 佐藤 聖一氏 | (埼玉県立久喜図書館) |
| 第12回 | H29.11. 5 | 「愛と狂気と文学と ――『死の棘』の妻・島尾ミホ」 | 梯 久美子 氏 | (ノンフィクション作家) |
| 第13回 | H30.11. 4 | 「映画と小説の関係 〜原作小説を映画化する時に起きる色々な 事〜」 | 富山 省吾氏 | (映画プロデューサー) |
| 第14回 | R 1.10.20 | 「昔ばなしと子どもの成長」 | 小澤 俊夫 氏 | (口承文芸学者) |
| 第15回 | R 3. 3.27 | 「コロナ時代の読書と図書館」 | 高梨 富佐 氏 | (東北福祉大学非常勤講師) |
| 第16回 | R 4. 3.19 | 「認知症支援のために図書館ができること」 | 吞海 沙織 氏 | (筑波大学情報学群知識情報· 図書館学類長) |
| 第17回 | R 5. 2.19 | 「読み聞かせからステップアップ! ~子どもの一人読みを助けるために 保護者ができること~」 | 金澤 磨樹子 氏 | (東京学芸大学附属世田谷小学校 学校司書) |
| 第18回 | R 6. 3.10 | 「読書で未来を拓く ~中高生への読書推進~」 | 大橋 崇行 氏 | (文学研究者、ライトノベル作家、 小説家) |
| 第19回 | R 7. 3.16 | 「地域資料を使いこなす - 地域を豊かにするために-」 | 蛭田 廣一氏 | (元小平市立図書館長、 日本図書館協会認定司書) |

3 施設概要

(1) 中央図書館

①所 在 地

〒 975-0004 福島県南相馬市原町区旭町二丁目7番地の1

電話番号 0244-23-7789

FAX 0244-24-6986

E-ma i l toshokan@city.minamisoma.lg.jp

URL https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/culture/chuotoshokan/index.html

※E-mail、URLについては3館共通

②開館年月日

平成21年12月12日

(原町図書館開館年月日は昭和49年4月1日)

③建 物

構 造 鉄筋コンクリート一部鉄骨構造

延床面積 5,397.59㎡

(複合施設を含む施設全体)

(1階) 3,109.71㎡

(2階) 2,107.07㎡

(3階) 159.63㎡

(4階) 21.18㎡

開架延床面積 2,264㎡

(1階一般開架室) 1,227 m²

(1階児童開架室) 297㎡

(2階一般開架室) 740㎡

④閲 覧 席 620席

(室内500席、テラス・サンルーム120席)

⑤収容能力 597.000冊

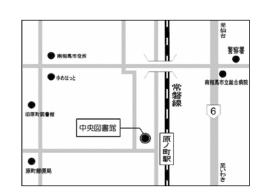
(1階一般開架) 105,600冊

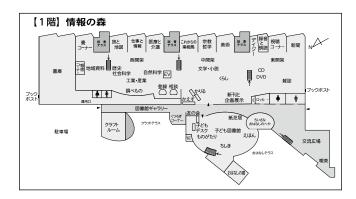
(1階児童開架) 20,000冊

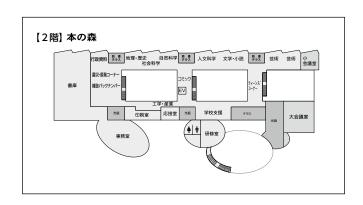
(2階一般開架) 106,400冊

(書庫1~3階) 342,000冊

(視聴覚資料他) 23,000点









中央図書館1階一般開架



中央図書館1階児童開架

市立小高病院

≪ 周辺地図 ≫

小高区役所●

小高生涯学習センター 「浮舟文化会館」

© 三輪晃久写真研究所

(2) 小高図書館 (浮舟文化会館内)

①所 在 地

〒 979-2124 福島県南相馬市小高区本町二丁目8 9 番地の1

電話番号

0 2 4 4 - 6 6 - 1 0 1 1

FAX 0244-44-1266

②開館年月日 平成12年4月1日

3建 物

> 構 造

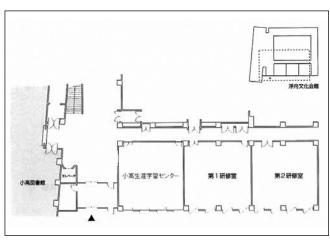
鉄筋コンクリート造

延床面積

161.2㎡ (出窓を除く)

4 閲 覧 席 23席

⑤収容能力 約38,000冊 (開架・書庫含む)





(3) 鹿島図書館 (鹿島生涯学習センター内)

①所 在 地

〒 979-2333 福島県南相馬市鹿島区寺内字迎田 2 2 番地の 1

電話番号 0244-46-5116

FAX

0 2 4 4 - 4 6 - 4 0 6 9

②開館年月日

平成16年4月1日

③建 物

> 構 浩

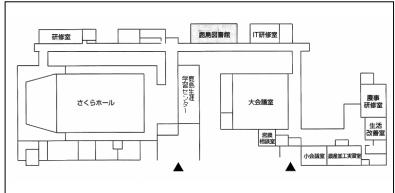
鉄筋コンクリート造

延床面積 120.0㎡

4閲 覧 席 13席

⑤収容能力

約19,000冊 (開架・書庫含む)





真野川

鹿島 郵便局 鹿島

区役所

≪ 周辺地図 ≫

● 鹿島中学校

至仙台

(4) 市民情報交流センター

①所 在 地

〒 975-0004 福島県南相馬市原町区旭町二丁目 7 番地の 1

電話番号

0 2 4 4 - 2 3 - 7 7 9 6

FAX

0 2 4 4 - 2 4 - 6 9 8 6

②開館年月日

平成21年12月12日

③建 物

> 構 造

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

延床面積

1619.28 m²

(4)会議室等 マルチメディアホール 180㎡

大会議室

 $88 \, \text{m}^2$

中会議室

 $54\,\mathrm{m}^2$

小会議室

 $3.1 \,\mathrm{m}^2$

クラフトルーム 78.6 m²

4 利用案内

(1) 中央図書館・小高図書館・鹿島図書館

①開館日及び開館時間

| 施設名 | 開館日 | 開館時間 | 休館日 |
|-------|-------------------|--|---|
| 中央図書館 | 火~金曜日 土~日曜日、祝日 | $9:30 \sim 20:00$ $9:30 \sim 17:00$ | 毎週月曜日 年末年始 特別整理期間 |
| 小高図書館 | 火~日曜日、祝日 | 10:00 ~ 17:00 | 毎週月曜日 年末年始 特別整理期間 |
| 鹿島図書館 | 火~日曜日、祝日 | 10:00 ~ 17:00 | 毎週月曜日 年末年始 特別整理期間 施設点検による臨時休館が あります |

②図書館利用カードをつくるには

- ・図書館の資料(本やCDなど)を借りるには、図書館利用カードが必要です。
- ・市内在住、在勤、在学、および飯舘村在住の方ならどなたでも利用カードがつくれます。
- ・住所、氏名の確認できるもの(免許証、保険証、学生証など)が必要です。

③貸出冊数·貸出期間

・個人

| 本・雑誌 | 15点まで | 2週間 |
|----------------|----------|-------|
| $CD \cdot DVD$ | あわせて5点まで | 2週間 |
| おもちゃ | 2点まで | 2週間 |
| 絵画・ポスター | 2点まで | 30 日間 |
| デイジー図書 | 5 点まで | 2週間 |
| デイジー再生機器 | 1 点まで | 30 日間 |

※貸出できる総点数は1人15点まで

※デイジー図書、デイジー再生機器の貸出は録音図書提供サービスの登録が必要です。

・団体

| 本・雑誌 | 100点まで | 30 日間 |
|------|--------|-------|
| C D | 5 点まで | 30 日間 |

・クラス

④資料を借りるには

- ・利用カードと借りる本をカウンターまでお持ちください。
- ・自分で貸出手続きのできる「自動貸出機」もあります(中央図書館のみ)。 ただし「自動貸出機」では、絵画、おもちゃの貸出はできません。

⑤資料を返すには

- ・カウンターへお返しください。(利用カードは必要ありません)
- ・図書館の休館日や開館していない時間に本を返すときは、ブックポストをご利用ください。 ブックポストには本以外の資料 (CD、DVD、絵画、おもちゃ) は返却しないでください。

⑥本の探しかた

- ・利用者が自分で本を検索できる端末機(コンピュータ目録)があります(中央・小高図書 館のみ)。
- ・図書館のホームページ上で本を検索することもできます。
- ・分からないときは職員にお尋ねください。

(7)レファレンス (相談案内) サービス

・調べもの、探しものをお手伝いします。図書館のこと・本のこと・地域のこと・社会のこと… なんでもお気軽にお尋ねください。

⑧リクエスト (予約) サービス

- ・読みたい本、探している資料が見つからないときはリクエストができます。
- ・貸出中の場合は返却された時点で、市内の他の図書館にある場合は、取り寄せて貸出します。
- ・市内の図書館に所蔵していない場合は、新たに購入するか、県立図書館などほかの図書館 から借りるなどして、ご希望にお応えできるように努力します。

⑨インターネット上でのサービス

・図書館のホームページ上で、資料に予約をかけることができます。また、自分の借りている 本も確認することができます。

※WEB予約、貸出資料確認にはパスワードの発行が必要です。

⑩コピーサービス

・図書館の本、雑誌をコピーしたい方は、申し込み用紙にご記入の上、カウンターにお申し 込みください。

※著作権法などの規定により、コピーは調査・研究のため、ひとり1部まで、資料の一部分に限ります。

(2) 市民情報交流センター

①開館日及び開館時間

| 施設名 | 開館日 | 開館時間 | 休館日 |
|--------|----------|--------------|-------|
| 市民情報交流 | 火~金曜日 | 8:30 ~ 20:00 | 毎週月曜日 |
| センター | 土~日曜日、祝日 | 8:30 ~ 17:00 | 年末年始 |

②利用方法

1) 空き状況の確認

ご希望の日時がご利用可能かを、お電話またはご来館のうえお問い合わせください。

2) 申込み手続き

直接ご来館いただくか、お電話にて予約申し込みをしてください。

※施設利用のご予約は、6カ月前から受付しております。

受付時間 情報交流センターの開館時間

火~金曜日 : 午前8時30分~午後8時 土~日曜日、祝日:午前8時30分~午後5時

3)申請書記入

- ・ご利用日の前日までに申請書に必要事項をご記入のうえ提出してください。
- ・申請書には、準備・後片付け等退室を含めた時間を記入してください。
- 4) 使用許可書の交付

申請書の内容を確認させていただき、利用目的や内容が適当と認められた場合には、使用料納入後使用許可書をお渡しいたします。

5) 使用料納入

施設使用料金は、全額現金で前納にてお支払いください。

【使用料金】

| 区分 | 1時間あたりの使用料 |
|------------|------------|
| 小会議室 | 400円 |
| 中会議室 | 600円 |
| 大会議室 | 1,000円 |
| マルチメディアホール | 2,000円 |
| クラフトルーム | 600円 |

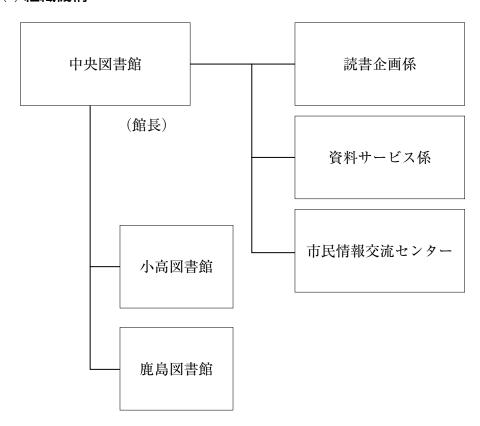
※使用料が減免される場合もありますので、お問い合わせください。

6) 使用報告書の提出

施設使用後に「施設報告書」を提出してください。

5 組織・運営

(1) 組織機構



(2)職員配置(令和7年4月1日現在)

図書館

| 館長 | 副館長 | 係長 | 主任司書 | 司書 | 主査 | 副主査 | 合 計 |
|----|-----|---------------------------|--------------------------|----|----|-----|-----|
| 1 | 1 | 1 | 2 | 4 | 1 | 1 | |
| | | 会計年度 任用職員 (フルタイム司書) | 会計年度 任用職員 (パートタイム) | 29 | | | |
| | | | | | 12 | 6 | |

情報交流センター

| 所 長 | 会計年度 任用職員 (フルタイム) | 合 計 |
|-----|-------------------------|-----|
| 1 | 3 | 4 |

(3) 事務分掌

| 係 | 業 務 内 容 |
|----------------|--|
| 読書企画係 | (1) 読書活動の奨励及び読書会等に関すること。 (2) 図書館協議会に関すること。 (3) 図書館整備に係る総合企画及び調整に関すること。 (4) 施設の管理運営に関すること。 (5) 設備備品の管理に関すること。 (6) 図書館内の庶務に関すること。 |
| 資料サービス係 | (1) 図書館資料に関すること。(2) 視聴覚資料に関すること。(3) 生涯学習センター図書に関すること。 |
| 小高図書館 鹿島図書館 | (1) 読書活動の奨励及び読書会等に関すること。(2) 図書館資料に関すること。(3) 施設の管理運営に関すること。(4) 図書館内の庶務に関すること。 |
| 市民情報 交流センター | (1) 市民生活及び観光に関する情報の提供に関すること。 (2) 生涯学習事業の企画、実施、情報提供及び相談に関すること。 (3) 中央図書館・市民情報交流センター駐車場の管理運営に関すること。 (4) 施設の管理運営に関すること。 (5) 設備備品の管理に関すること。 (6) 市民情報交流センター内の庶務に関すること。 |

(4) 図書館協議会

南相馬市立図書館条例第7条に基づく南相馬市立図書館協議会の設置

(任期:令和6年4月1日~令和8年3月31日)

| 区分 | 氏 名 | 区分 | 氏 名 |
|---------|--------|---------|-------|
| 学校教育関係者 | 新野 賢一郎 | 学識経験者 | 金谷 清子 |
| 学校教育関係者 | 矢内 信男* | 社会教育関係者 | 鈴木久美子 |
| 家庭教育関係 | 蒔田 志保 | 社会教育関係者 | 湯澤由紀子 |
| 学識経験者 | 今野 聡 | 社会教育関係者 | 鎌田 孝子 |
| 学識経験者 | 松永 雄一 | 社会教育関係者 | 森岡 こう |

◎会長:鎌田孝子 ○副会長:松永雄一

※印の委員は、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

6 事業概要

(1) 令和7年度南相馬市立図書館運営方針

■ 運営の基本方針

□入りやすく利用しやすい図書館を目指します

- ・子どもから高齢者まで利用しやすく、気軽に立ち寄ることができ、「くつろぎ」の雰囲気を もった図書館を目指します。
- ・人と資料と建物によって温かみのある空間を創りだすとともに、図書館員が利用者の立場 に立って対応できる利用者本位の図書館を目指します。

□暮らしと仕事に役立つ図書館を目指します

- ・日々の暮らしのなかで必要とされる資料・情報を満足いただけるよう提供します。
- ・仕事で必要となる資料・情報を確実かつスピーディーに提供します。

□南相馬市の未来をつくる図書館を目指します

- ・南相馬市の将来について考え、実践をしようとする市民や、それを応援する市民に役立つ 図書館を目指し、南相馬市を知る図書資料の充実を図ります。
- ・様々な資料・情報を広く収集し、これを体系化することにより新しい時代の情報センター の構築を目指します。

■職員の活動指針

□利用者への丁寧な応対を心がけ、接遇能力の向上を目指します

- ・利用者からの問い合わせには、わかりやすくお答えします。
- ・利用者の声に耳を傾け、できる限り利用者の要望に応えます。

□職員間での情報共有を密にし、課題に迅速に対応します

- ・日々の業務の報告を確実に実施し、課題を共有します。
- ・課題に対して、職員全員が知恵を出し合い、解決に向けて積極的に取組みます。

□司書の専門性を磨きます

- ・館内での定期的な研修を実施し、職員全体の専門性の向上を図ります。
- ・職員一人ひとりが、得意な専門分野を習得するよう努めます。
- ・他の図書館に学ぶ機会をつくり、その成果を生かします。
- ・様々な研修の情報を収集し、職員が研修を受講しやすい環境づくりに努めます。

■ 重点施策

- ・南相馬市第三次総合計画 前期基本計画 (令和5年3月策定)
- · 南相馬市教育振興基本計画 後期計画(令和6年3月策定)
- ・第三次南相馬市子ども読書活動推進計画(令和3年3月策定)
- 上記3計画に基づき、令和7年度の南相馬市立図書館は以下の施策に重点的に取り組みます。

(1) 市民の生きがいづくりや生涯学習の充実を支援します

- ①市民が探求心をもって学び続け、学びを通じて人生を豊かにするための活動を支援するため、市民のニーズを捉えた多様な分類・分野の図書館資料の整備と図書サービスの充実を図ります。
- ②図書館を有効に活用した各種講座や音楽イベントなどを開催し、身近なところで芸術文化 に触れる機会をつくり、人生を豊かにするための活動を支援します。

(2) 子どもの読書活動を推進します

①「第三次南相馬市子ども読書活動推進計画」の基本指針に基づく取組みを計画的に実施します。

【基本指針】

- ・子どもの発達段階に応えた読書活動を推進します
- ・子どもの読書に関わる団体と連携し、読書を応援する人とともに読書活動を推進します
- ・子どもの読書環境の整備・充実を推進します
- ②学校図書館サポート職員を中心に、公共図書館と学校図書館の連携を強化し、学校図書館 運営の支援を行うとともに、公共図書館資料を配本車で小・中学校図書館へ随時配送する ことで図書資料の充実を図ります。
- ③本市に縁のある児童文学作家わたりむつこ氏からの寄付を活用し、子どもの読書意欲、創作意欲を育む取組みを行います。

(3) 多くの市民が本に親しむ環境を整備します

- ①高齢者、障がいを持っている方、日本語が母語ではない方などが、気兼ねなく十分な図書館サービスを利用することができるよう、大活字本、音声データ、外国語の図書の充実等、すべての市民が本に親しむための環境整備に努めます。
- ②市民が身近なところで図書館サービスを利用できるようにするため、小高図書館・鹿島図書館の利用向上への取り組み、及び移動図書館の運行を実施します。
- ③中高校生など若者世代の読書意欲の喚起につながるような資料の充実や中高校生と連携した企画を実施し、利用促進を図ります。
- ④図書館を利用したことがない市民にも足を運んでもらうため、広報紙やホームページでの 広報に加え、秘書課やこども家庭課などと連携し、SNSを活用した情報発信を行い、図 書館の魅力を広く周知します。
- ⑤会社員など仕事をしている方のニーズの把握、図書サービスの提供の仕方について調査・ 検討し、仕組みづくりに取り組みます。

⑷ 南相馬市に関する資料・情報の収集と市民の図書館活用をサポートします

- ①市民が地域についての理解を深め、南相馬市を知る一助となるよう、郷土資料や地域とつながりのある作家の著作物等の収集に努めるとともに、歴史的な資料や行政資料等の提供により市民の課題解決や探求的活動を支援します。
- ②ニーズの多様化に伴い利用者が求めている資料や情報を的確に提供するためレファレンス機能の充実とPRに努めます。

(2) 令和7年度当初予算

①図書館管理運営事業予算

| ① 図書館管理運営事業予算 (単位:千円) | | | | | | | | |
|-----------------------|----------------|---------|---------|--------|--|--|--|--|
| | 節 | 令和7年度 | 令和6年度 | 増減額 | 主 な 内 容 | | | |
| 1 | 報酬 | 8,970 | 8,474 | 496 | 図書館協議会委員報酬、会計年度任用 職員 (パートタイム) 賃金 | | | |
| 2 | 給料 | 68,490 | 65,860 | 2,630 | 正規職員 11 人、会計年度任用職員 (フルタイム) (図書館職員 12 人) | | | |
| 3 | 職員手当等 | 37,055 | 33,809 | 3,246 | | | | |
| 4 | 共済費 | 21,443 | 21,023 | 420 | 職員・会計年度任用職員共済費 | | | |
| 7 | 報償費 | 730 | 810 | -80 | 講演会・講座等講師謝礼 | | | |
| 8 | 旅費 | 666 | 732 | -66 | 研修会・視察・会議等旅費 | | | |
| | 需用費 | 30,935 | 30,828 | 107 | | | | |
| | (消耗品費) | 9,426 | 9,860 | -434 | 雑誌・新聞 I C タグ等 | | | |
| | (燃料費) | 506 | 553 | -47 | 公用車ガソリン代 | | | |
| 10 | (食糧費) | 12 | 20 | -8 | 講師用昼食代等 | | | |
| | (印刷製本費) | 1,173 | 836 | 337 | 児童向け図書リスト 封筒印刷 図書館利用案内 要覧 | | | |
| | (光熱水費) | 12,290 | 14,546 | -2,256 | 電気料 水道料 | | | |
| | (修繕料) | 7,528 | 5,013 | 2,515 | 物品修繕 | | | |
| 11 | 役務費 | 1,574 | 1,481 | 93 | 電話料金等 | | | |
| 12 | 委託料 | 41,378 | 37,379 | 3,999 | 施設管理委託 移動図書館運転手業務委託等 | | | |
| 13 | 使用料及び 賃借料 | 16,675 | 18,106 | -1,431 | 複写機・印刷機借上料 図書館システム借上料 電話機賃借料 下水道使用料等 | | | |
| 14 | 工事請負費 | 55,635 | 0 | 55,635 | 空調機設備更新工事 | | | |
| 15 | 原材料費 | 30 | 30 | 0 | 施設維持補修用材料費 材木等 | | | |
| 17 | 備品購入費 | 24,644 | 24,804 | -160 | 蔵書用図書購入費 | | | |
| 18 | 負担金補助 及び交付金 | 60 | 60 | 0 | 日本図書館協会、 県公共図書館協会負担金等 | | | |
| 26 | 公課費 | 92 | 16 | 76 | 公用車自動車重量税 (車検分) | | | |
| | 計 | 308,377 | 243,412 | 64,965 | | | | |

②市民情報交流センター管理運営事業予算

(単位:千円)

| | 節 | 令和7年度 | 令和6年度 | 増減額 | 主 | な | 内 | 名 | ř |
|----|----------------|--------|--------|--------|----------------|-----|-------|-------|-------------|
| 1 | 報酬 | 2,226 | 2,130 | 96 | 会計年度任月 | | (パート |)1名 | 1 |
| 2 | 給料 | 7,373 | 6,297 | 1,076 | 会計年度任用 | 用職員 | (フルタ | イム) | 3名 |
| 3 | 職員手当等 | 4,197 | 3,619 | 578 | 会計年度任月 当等 | 用職員 | 4名分の | 期末勤 | 加勉手 |
| 4 | 共済費 | 2,703 | 4,680 | -1,977 | 会計年度任用 | 用職員 | 4 名分の | 社会倪 | R 険料 |
| 7 | 報償費 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 8 | 旅費 | 36 | 53 | -17 | 会計年度任/ 勤手当 | 用職員 | (パート | 、) 1名 | 名の通 |
| | 需用費 | 7,891 | 6,495 | 1,396 | | | | | |
| | (消耗品費) | 490 | 458 | 32 | 駐車場管理局 | 用消耗 | 品等 | | |
| | (燃料費) | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 10 | (食糧費) | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| | (印刷製本費) | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| | (光熱水費) | 5,749 | 5,859 | -110 | | | | | |
| | (修繕料) | 1,652 | 178 | 1,474 | | | | | |
| 11 | 役務費 | 7 | 81 | -74 | 電話料 | | | | |
| 12 | 委託料 | 3,074 | 2,193 | 881 | 駐車場機器 ター施設点 | | 市民情 | 報交流 | モセン |
| 13 | 使用料及び 賃借料 | 192 | 192 | 0 | 駐車場ゲー | ト借上 | | | |
| 14 | 工事請負費 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 15 | 原材料費 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| | 備品購入費 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 18 | 負担金補助 及び交付金 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 26 | 公課費 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| | 計 | 27,699 | 25,740 | 1,959 | | | | | |

(3) 令和6年度事業実績報告

①図書館利用促進事業

【1】定例事業

| 事業名 | 実施日・場所 | 内 容 | 回数 | 参加対象 | 参加者数 |
|-------------------|---------------------------|--|-----|------------------------|--------------|
| ライブラリー シアター | 毎月第2土曜日 マルチメディア ホール | 市民に映画を楽しむ機会を提供するため、施設の大型スクリーンを活用し映画会を開催 | 12回 | 一般 | 533人 |
| おはなし会 (市民団体主催) | 毎月第3土曜日 おはなしの蔵 | 「絵本と童話の会」の協力により、読み聞かせや手あそびなどを実施 | 12回 | 3歳~ 小学生 保護者 | 148人 |
| おはなし会 (図書館主催) | 毎週土曜日 おはなしの蔵 | 図書館職員により、読み聞か せや手あそびなどを実施 | 36回 | 3歳~ 小学生 保護者 | 450人 |
| おはなしのへや (市民団体主催) | 毎月第2木曜日 ちいさなおはなしのへや | 「ちゅうりっぷ文庫」の協力により、読み聞かせや手あそび などを実施 | 12回 | 乳幼児 保護者 | 240人 |
| ブックスタート | 毎月1回 原町保健センター | 絵本をきっかけに、親子のふれあいと赤ちゃんの心と言葉 の発達を手助けする事業として実施 | 12回 | 10 か月児 検診受診者 保護者 | 284組 618人 |

【2】子ども読書週間特別企画事業

| 事業名 | 実施日 | 内 容 | 対象 | 参加者数 |
|---------|-------------|---|----|------|
| おすすめ本展示 | 4月10日~5月19日 | 幼児、小学校低学年〜中学年、中学年 〜高学年を対象に紹介文をつけたおす すめ本を80冊程度展示 | | - |

【3】夏休み特別企画事業

| 事業名 | 実施日 | 内 容 | 対象 | 参加者数 |
|--|--|---|----|---------------------------|
| たなばた工作&お はなし会 | 7月6日 | 七夕飾りを作成し、笹に飾りつけをする工作会と七夕にちなんだ絵本の読み 聞かせをするおはなし会を実施 | 児童 | 16人 (子ども7人、 大人9人) |
| 絵本作家はたこう しろうさんと世界 にひとつだけの絵 本を作ろう! | 7月14日 | 絵本作家はたこうしろうさんを講師 に、絵本を作るワークショップを開催 | 児童 | 36人 (子ども17人、 大人19人) |
| 手づくり絵本 コンテスト | 募集期間:7月20日 ~10月15日 審 查:10月18日 発 表:11月1日 表彰式:11月23日 展示期間:12月1日 ~28日 | 児童(小学生)までを対象に手づくり 絵本コンテストを開催 大賞・特別賞は印刷、製本し、公共図 書館、学校図書館に所蔵 | 児童 | 13人 |
| 2024夏のおすすめ本 | 8月1日~9月29日 | 図書館職員のおすすめ本を紹介文と一 緒に展示 | 一般 | _ |
| 毎日おはなし会 | 7月20日~8月21日 | 夏休み期間、毎日おはなし会を実施 | 児童 | 388人 |
| ライブラリー コンサート | 7月26日 | ラールゴ会による声楽とピアノのコン サートを開催 | 一般 | 100人 |

| 子どもえいが会 | 8月3日、17日 | 子ども図書館で子ども向け映画会を実施 3日:シルバニアファミリー/ フレアのハッピーダイアリー1 17日:シナぷしゅ THE MOVIE ぷしゅほっぺにゅうワールド | 児童 | 3日:28人 17日:19人 |
|--------------------|-------------------------------|--|------|----------------------------|
| フィルムコート教室 | 8月4日 | 持参した本に透明なコートをかけるイ ベントを開催 | 一般 | 12組 (19 人) |
| 小学生のための 読書感想文教室 | 8月9日、10日 | 桜の聖母生涯学習センターより講師を 招き、読書感想文の書き方のコツを学 び下書きを完成させる講座を開催 | 小学生 | 21人 |
| 平和のおはなし会 | 8月17日 | 戦争や平和をテーマとしたおはなし会 を実施 (絵本と童話の会が読み手) | 児童 | 10人 (子ども7人、 大人3人) |
| 英語と日本語のおはなし会 | 8月18日 | 学校教育課シェリーさんと図書館職員 による英語と日本語のおはなし会を実 施 | 児童 | 23 人 (子ども13人、 大人10人) |
| ジオラマで電車を 走らせよう! | 8月24日 (ジオラマ展示 8月1日~31日) | 展示しているジオラマを使用し、特急 ひたちやきかんしゃトーマスの電車を 走らせるイベントを開催 | 一般児童 | 30人 |

【4】読書週間企画事業

| 事業名 | 実施日 | 内 容 | 対象 | 参加者数 |
|-------------------------------|-----------|--|------------|------------|
| 赤ちゃんの手形 アート教室 | 10月20日 | 赤ちゃんの手形・足形を取ったアート 絵本を作るイベントを実施。あわせて おはなし会も実施 | 乳幼児 保護者 | 17組 44人 |
| 古本市 | 11月2日、3日 | 保存年限を超過した雑誌などの除籍資料を利用者に配布する古本市を実施公共施設向け事前閲覧会:10月30日、10月31日 | 一般児童 | 約400人 |
| Out of kidzania ふくしま相双2024 | 11月9日、10日 | 同事業の仕事体験場所の1か所として、図書館司書の体験を行う事業を開 催 | 児童 | 31人 |

【5】冬休み特別企画事業

| 事業名 | 実施日 | 内 容 | 対象 | 参加者数 |
|---------|------|---|----|------|
| 子どもえいが会 | 1月4日 | 子ども図書館で子ども向け映画会を実施 シルバニアファミリー / フレアの ハッピーダイアリー2 | 児童 | 12人 |

【6】その他企画事業

| 事業名 | 実施日 | 内 容 | 対象 | 参加者数 |
|-------------------------------|-------|--|----------|---------------------------|
| ライブラリーコン サート〜物語と音 楽の世界〜 | 5月19日 | 当市在住の出演者による朗読とピアノ 演奏を組み合わせたコンサートを開催 | 一般 | 100人 |
| 手話で楽しむおは なし会 | 10月5日 | 図書館司書が絵本の読み聞かせを行い、同時に手話サークル「みみずく」 に手話で絵本の内容を表現してもらう おはなし会を開催 | 一般 児童 | 24人 (大人12人、 子ども12人) |

| 南相馬ふるさと検 定 第2回公認検 定 | 11月24日 | NPO 法人はらまちクラブとの共催で、 南相馬ふるさと検定第2回公認検定を 開催 | 一般 | 25人 |
|---|------------------|---|----------|----------------------------------|
| 小学生司書1日 体験! | 12月7日 | 小学校4年から6年を対象として、図書館司書の仕事を体験するイベントを 開催 | 児童 | 10人 |
| 絵本作家ましませ つこ先生講演会 | 12月8日 | 「絵本とわらべうたと私~わたりむつ こさんとの共作を中心として~」を演 題に、絵本作家ましませつこ先生の講 演会を開催 | 一般 | 64人 |
| 本の福袋 2024 | 12月26日 ~1月11日 | 袋ごとにテーマを設定し、資料3点が入っている福袋の貸出を実施 ※100袋作成 | 一般 | 100袋 すべて貸出 |
| 絵本専門士の おはなし会 | 2月9日 | 絵本専門士の田中雄人氏を講師に迎 え、絵本の読み聞かせを実施 | 児童 一般 | 24人 (子ども13人、 大人11人) |
| 絵本で育む!親子 でコミュニケー ション | 2月9日 | 絵本専門士の田中雄人氏を講師に迎 え、保護者を対象とした絵本講座を開 催 | 児童 一般 | 15人 (大人12人、 子ども3人) |
| つじあやのライブラリーコンサート | 2月16日 | シンガーソングライターつじあやのさんによるウクレレ弾き語りコンサートを開催 あわせて絵本の読み聞かせ、司書とのクロストークを実施 | 一般 児童 | 154人 |
| 図書館バッグ教室 | 2月22日 | 布に書けるペンやクレヨン等を使用 し、自分だけの図書館バッグを作るイ ベントを開催 あわせておはなし会も実施 | 児童 | 23人 |
| Mr. ジェリーのバ イリンガルおはな し会 | 3月1日 | 絵本作家・翻訳家・絵本講師のジェ リー・マーティンさんを講師に、英語 と日本語のおはなし会を開催 | 児童 | 49人 (子ども24人、 大人25人) |
| Mr. ジェリーの絵 本講座 – 絵本『は るのおさんぽ』が できるまでー | 3月1日 | 絵本作家・翻訳家・絵本講師のジェリー・マーティンさんを講師に、絵本が出来る過程を学べる講座を開催 | 一般 | 17人 (大人15人、 子ども2人) |
| 高齢者向けの読み 聞かせ講座 〜元アナウンサー による滑舌トレー ニング〜 | 3月9日 | 絵本専門士・元アナウンサー杉上佐智 枝氏を講師に招き、市民を対象にした 高齢者向けの読み聞かせ講座を開催 | 一般 | 26人 |
| 第19回図書館連 続講演会「地域資 料を使いこなす〜 地域を豊かにする ために〜」 | 3月16日 | 元小平市中央図書館長であり、日本図書館協会認定司書である蛭田廣一氏を講師に迎え、小平市図書館の事例を中心に、地域資料について考える講演会を開催 | 一般 | 23人 |
| イチからつくる、 錫のデザートス プーン 溶かして 流して叩いてつく ろう | 3月29日 | 東京藝術大学 OB 塚田尚三氏・伊良原満美氏による錫を利用し、デザートスプーンを作るワークショップ(小学 5年生以上対象)を開催 | 一般 | 21人 |

②企画展示(中央図書館)

| 通年企画 | タイムリー | 一企画 |
|---|--|--|
| | 一 般 (展示した月) | 児 童 (展示した月) |
| ・東京では、大徳のでは、では、大徳のでは、は、大徳のでは、大徳のでは、大徳のでは、大徳のでは、大徳のでは、大徳のでは、大徳のでは、大徳のでは、は、大徳のでは、大徳のでは、ためいは、は、はいは、は、はいは、はいは、は、はいは、はいは、はいは、はいはないは、はいはないは、はいは、は | ・EARTH DAY「地球の日」 (4~5) ・自閉を発週間(4~5) ・相馬女子高同窓会寄贈資料展 (4~5) ・物価高に負けない暮らし方 (4~5) ・「食」ント(6~7) ・可ランスの本棚(6~7) ・晴れたらずはでする。ではあっと面白くなるをたっとがです。 ・変をたっといるではいかではいかではいかではいかではいかではいかではいかではいかではないではではないではいかではいかではいかではいかではいかではいかではいかではいかではいかではい | ・春(~5) ・卒業・入学(~4) ・ごから(4~5) ・運動会(4~5) ・お雨(5~6) ・おけん(5~6) ・おけん(5~6) ・おけん(5~6) ・おけん(5~6) ・おけん(5~6) ・おけん(5~6) ・おけん(5~6) ・おけん(6~7) ・はたこうしろうさんの本(6~7) ・はたこうしろうさんの本(6~7) ・はたこうしろうさんの本(6~7) ・ 関争・平和(7~8) ・ 自計書感想文・作文・課題図書(7~8) ・ 治・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

③保育園·幼稚園支援活動

| 内 容 | |
|----------------|---------|
| おはなし会 | 192回 |
| 読書の大切さについての講座等 | 4回 |
| 団体貸出 | 21,395冊 |

※講座等は保育園・幼稚園を会場に図書館職員が講師等を務めた回数

④移動図書館管理運営事業

移動図書館車を運行して、市民が身近なところで等しく図書館を利用できるアウトリーチサービスを実施した。

- 【1】運行場所 公営住宅、幼稚園・保育園、図書館まで距離のある地域の拠点施設等
- 【2】運行日 週4日(火曜日~金曜日)
- 【3】巡回日程

| No. | 区分 | 名称 | 巡回予定 | 区分別 |
|-----|-------|------------------|------------------------|---------------------------------------|
| 1 | | 大甕幼稚園 (原町) | 第2水曜日 10:00 ~ 11:00 | |
| 2 | | 青葉幼稚園 (原町) | 第2火曜日 13:00 ~ 13:30 | |
| 3 | | 原町みなみ幼稚園(原町) | 第2火曜日 10:00 ~ 11:00 | |
| 4 | | さゆり幼稚園 (原町) | 第4金曜日 10:00 ~ 11:00 | |
| 5 | | あずま保育園 (原町) | 第2水曜日 9:30 ~ 10:30 | |
| 6 | | よつば保育園 (原町) | 第1火曜日 10:00 ~ 11:00 | |
| 7 | | 原町聖愛こども園(原町) | 第2金曜日 10:00 ~ 11:00 | |
| 8 | 幼稚園・ | 聖愛ちいろば園(原町) | 第2金曜日 11:00 ~ 11:30 | |
| 9 | 保育園・ | 原町子育て支援センター(原町) | 第4木曜日 10:30 ~ 11:30 | 17か所 |
| 10 | こども園 | 鹿島子育て支援センター (鹿島) | 第1木曜日 10:30 ~ 11:30 | |
| 11 | | 鹿島幼稚園(鹿島) | 第3木曜日 10:00 ~ 11:00 | |
| 12 | | おだか認定こども園(小高) | 第1水曜日 10:00 ~ 11:00 | |
| 13 | | かみまの保育園 (鹿島) | 第4火曜日 10:00 ~ 11:00 | |
| 14 | | かしま保育園(鹿島) | 第4水曜日 10:00 ~ 11:00 | |
| 15 | | 高平幼稚園(原町) | 第2木曜日 10:00 ~ 11:00 | |
| 16 | | | 第3水曜日 10:00 ~ 11:00 | |
| 17 | | ※までいの里のこども園(飯舘) | 第3火曜日 10:30 ~ 11:30 | |
| 18 | | 西川原第一団地(鹿島) | 第2・第4金曜日 14:15 ~ 15:00 | |
| 19 | | 西川原第二団地(鹿島) | 第2・第4金曜日 15:15 ~ 16:00 | |
| 20 | | 西町団地 (鹿島) | 第2・第4金曜日 13:00 ~ 13:45 | |
| 21 | | 萱浜団地 (原町) | 第2・第4火曜日 14:30 ~ 15:15 | |
| 22 | a waa | 小高上町団地(小高) | 第2・第4水曜日 13:30 ~ 14:15 | |
| 23 | 公営住宅 | 小高東町団地(小高) | 第2・第4水曜日 14:45 ~ 15:30 | 10か所 |
| 24 | | 県営上町団地 (原町) | 第1・第3火曜日 13:30 ~ 14:15 | |
| 25 | | 県営牛越団地 (原町) | 第1・第3火曜日 14:45 ~ 15:30 | |
| 26 | | 県営南町団地 (原町) | 第1・第3木曜日 13:30 ~ 14:15 | |
| 27 | | 県営北原団地 (原町) | 第1・第3木曜日 14:45 ~ 15:30 | |
| 28 | | ※高松ホーム (原町) | 第3木曜日 14:30 ~ 15:30 | |
| 29 | | 彩りの丘 (小高) | 第4木曜日 10:00 ~ 11:00 | |
| 30 | | 太田生涯学習センター (原町) | 第1・第3金曜日 10:00 ~ 11:00 | |
| 31 | | 大甕生涯学習センター (原町) | 第1・第3金曜日 14:30 ~ 15:30 | |
| 32 | | 石神生涯学習センター (原町) | 第1・第3水曜日 13:00 ~ 14:00 | |
| 33 | | 高平生涯学習センター (原町) | 第1・第3水曜日 15:00 ~ 16:00 | |
| 34 | 集会所や | ※かしま交流センター(鹿島) | 第2・第4木曜日 13:30 ~ 14:15 | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , |
| 35 | 公共施設 | ※前川原体育館前(鹿島) | 第2・第4木曜日 14:45 ~ 15:30 | 14か所 |
| 36 | | ※小高区サロン(小高) | 第3水曜日 10:00 ~ 11:00 | |
| 37 | | | 第4金曜日 13:30 ~ 14:00 | |
| 38 | | みんなの遊び場(鹿島) | 第4金曜日 14:00 ~ 15:00 | |
| 39 | | ※すみれデイサービス (鹿島) | 第4金曜日 14:00 ~ 15:00 | |
| 40 | | ※福寿園(原町) | 第2火曜日 14:00 ~ 15:00 | |
| 41 | | NIKOパーク (小高) | 第2木曜日 14:00 ~ 15:00 | |
| | | ※配木車による運行 | | |

※配本車による運行

| 原町区 | 22か所 |
|-----|--------|
| 小高区 | 6か所 |
| 鹿島区 | 12か所 |
| 飯舘村 | 1か所 |
| | 計 41か所 |

⑤学校図書館支援事業

□事業目的

小中学校の学校図書館における自由な読書活動の推進や主体的な学習活動を支援するため に、各学校に配置された学校司書と連携して学校図書館の整備や利用促進を図った。また、 学校図書館サポート職員を2名置き、資料の搬送に係る連絡調整、学校図書館の巡回、学校 図書館整備など業務の援助、研修等を行った。

□学校司書数

14人(学校教育課所属)

□学校司書の勤務校及び勤務日

【小学校】

| 学校名 | 勤務日 | 学校名 | 勤務日 |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 原町第一小学校 | 月・火・水・木・金 | 石神第一小学校 | 月・火・水・木・金 |
| 原町第二小学校 | 月・火・水・木・金 | 石神第二小学校 | 月・火・水・木・金 |
| 原町第三小学校 | 月・火・水・木・金 | 鹿島小学校 | 月・火・水・木・金 |
| 高平小学校 | 月・火・水・木・金 | 上真野小学校 | 月・火・水・木・金 |
| 大甕小学校 | 月・火・水・木・金 | 小高小学校 | 月・火・水・木・金 |
| 太田小学校 | 月・火・水・木・金 | | |

【中学校】

| 学校名 | 勤務日 | 学校名 | 勤務日 |
|---------|-------|-------|-------|
| 原町第一中学校 | 月・火・水 | 石神中学校 | 木・金 |
| 原町第二中学校 | 月・火・水 | 鹿島中学校 | 月・火・水 |
| 原町第三中学校 | 木・金 | 小高中学校 | 木・金 |

□学校司書の業務内容

・図書館資料の受入、装備、貸出 ・予約、リクエスト

・レファレンスサービス

・利用案内の作成、掲示

・資料選書の補助

·貸出統計、利用統計

・図書委員会活動の支援

・単元に基づく学習支援

・図書館情報等の広報活動

· 学校図書館支援事業報告書作成

□図書館からの支援

- ・学校司書研修の企画・実施
- ・外部講師による研修の企画・立案
- ・県立図書館などで開催される研修、先進地視察の図書館職員同行
- ・学校図書館支援事業報告書の作成
- ・学校図書館整備の援助
- ・資料装備

□団体貸出

| 小学校 | 13,435 ₩ |
|-----|----------|
| 中学校 | 2,744 ∰ |

⑥図書館職員研修

| 研修名 | 実施日・場 所 | 内 容 | 参加人数 |
|---|--|---|------|
| 福島県内図書館・公民 館図書室等初任者研修 会 | 5月31日 オンライン | 様々な講義を通して図書館サービスの意義や理念、それを実現するための具体的な方法について学んだ。 | 2 |
| 福島県内図書館初任者職員実務研修 | 6月12日~13日 福島県立図書館 | 様々な講義・演習を通して図書館サービスの意 義や理念、それを実現するための具体的な方法 について学んだ。 | 1 |
| 令和6年度第75回北日本図書館大会青森大会 | 6月20日~21日 東奥日報新町ビル 「New's」(青 森県青森市) | 北日本地区の図書館員が「地域に貢献する図書館」について研究協議を行うことにより、地域 に貢献する図書館活動の充実と発展について学 んだ。 | 1 |
| 令和 6 年度福島県内児 童図書担当職員研修会 | 9月26日 福島県立図書館 | 公益財団法人東京子ども図書館 代表理事 小関 知子氏を講師に「ステップアップ・よみきかせ のきほん〜乳幼児から小学3・4年〜」という 演題で、読み聞かせについて学んだ。 | 1 |
| 令和6年度福島県図書館・公民館図書室職員等専門研修会令和6年度第22回福島県図書館研究集会 | 10月25日 福島県立図書館 | まちづくりの観点で、福島県内の先進事例を学 ぶことにより、図書館と地域の連携について学 んだ。 | 3 |
| 令和 6 年度福島県公共 図書館協会実務担当者 会議 (児童サービス) | 11月8日 福島県立図書館 | 簡単なサービス事例紹介(学校図書館との連携・ 支援に関すること)や各図書館の意見を元に、 児童サービス事務における課題の検討を行った。 | 1 |
| 令和6年度北日本図書館連盟研究協議会兼宮城県公共図書館等職員研修会Ⅲ | 12月13日 宮城県立図書館 | 地域の知的基盤としての図書館、高度化する利 用者ニーズへの対応など、社会変化に応じた図 書館の在り方を講演、事例発表から学んだ。 | 1 |
| 先進地視察研修 | 12月18日~19日 | 中高生へのサービス(ヤングアダルトサービス)の先進地である埼玉県立飯能高等学校学校図書館、飯能市立図書館、町田市立中央図書館、武蔵野プレイスを視察し、本市図書館運営の参考とすることで、図書館サービスの向上を図った。 | 2 |
| 令和6年度中央図書館 職員研修 | 3月17日 南相馬市立中央図 書館 | 蛭田廣一氏(元小平市立図書館長・日本図書館 協会認定司書)を講師に、地域資料サービスに ついての研修を実施し、郷土資料の整理、提供 方法について学んだ。 | 22 |
| | 合 | 計 | 34 |

7 統計資料

目 次

| (1) 蔵書統計 | | |
|----------|-----------------------------|---|
| 1-1 | 蔵書数······ 2 | 7 |
| 1 – 2 | 分類別蔵書数······ 2 | 7 |
| 1 – 3 | 新聞・雑誌タイトル数····· 2 | 8 |
| 1 – 4 | 受入資料 | 8 |
| 1 – 5 | 受入資料の推移 | 8 |
| 1 – 6 | 図書費の推移 2 | 8 |
| | | |
| | | |
| (2) 利用統計 | | |
| 2 – 1 | 入館者数・貸出利用人数・貸出点数 2 | 9 |
| 2 – 2 - | - 1 図書館利用(中央図書館)······· 2 | 9 |
| 2 – 2 - | − 2 曜日別利用······ 2 | 9 |
| 2 – 2 - | - 3 図書館利用(小高図書館)······· 3 | 0 |
| 2 – 2 - | - 4 曜日別利用······· 3 | 0 |
| 2 – 2 - | - 5 図書館利用(鹿島図書館) | 0 |
| 2 – 2 - | − 6 曜日別利用 | 0 |
| 2 – 2 - | - 7 図書館利用(移動図書館) | 1 |
| 2 – 2 - | − 8 曜日別利用 | 1 |
| 2 – 2 - | - 9 貸出資料の推移 | 2 |
| 2 – 2 - | - 1 0 市民一人当たりの貸出資料の推移 | 2 |
| 2 – 3 | 登録者数 | 2 |
| 2 – 3 - | − 1 新規登録者数······ 3 | 2 |
| 2 – 3 - | - 2 年齢別登録者数······· 3 | 3 |
| 2 – 3 - | − 3 登録者数の推移 | 3 |
| 2 – 4 | リクエスト | 3 |
| 2 – 5 | レファレンス | 4 |
| 2 – 6 | 館内設備利用 | 4 |
| 2 – 7 | コピーサービス利用状況 | 4 |
| 2 – 8 | 市民情報交流センター利用実績 | 4 |

(1) 蔵書統計

1-1 蔵書数

| R6年度 | 一般 | 児童 | 郷土 | 参考 | 洋書 | 紙芝居 | CD · DVD | 雑誌 | おもちゃ | 絵画 | 地図 | デイジー | パネルシアター | その他 | 合計 |
|-----------|----------|---------|---------|--------|--------|--------|----------|---------|------|-----|-----|------|---------|-----|----------|
| 中央 | 227, 228 | 63, 140 | 14, 060 | 3, 155 | 2, 161 | 1, 993 | 14, 130 | 22, 378 | 359 | 268 | 291 | 202 | 35 | 65 | 349, 465 |
| 小高 | 15, 384 | 7, 686 | 553 | 31 | 1 | 514 | 555 | 421 | 2 | 12 | 0 | 3 | 0 | 1 | 25, 163 |
| 鹿島 | 8, 983 | 5, 803 | 369 | 96 | 0 | 111 | 37 | 510 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15, 909 |
| 移動 図書館 | 1, 876 | 2, 718 | 2 | 1 | 0 | 156 | 277 | 123 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5, 159 |
| 合計 | 253, 471 | 79, 347 | 14, 984 | 3, 283 | 2, 162 | 2, 774 | 14, 999 | 23, 432 | 362 | 285 | 291 | 205 | 35 | 66 | 395, 696 |

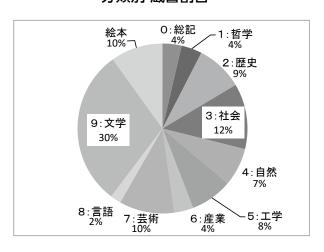
^{※「}その他」は主に、館内で利用者に貸出している、再生機や眼鏡等の物品

1-2 分類別蔵書数 (図書のみ)

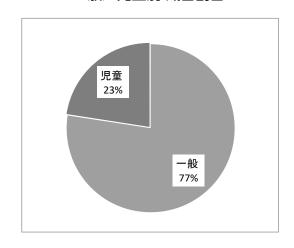
| R6年 | 度 | 0:総記 | 1:哲学 | 2:歴史 | 3:社会 | 4:自然 | 5:工学 | 6:産業 | 7:芸術 | 8:言語 | 9:文学 | 絵本 | 合計 |
|-----|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|----------|---------|----------|
| ф.ф | 一般 | 11, 233 | 12, 215 | 25, 948 | 36, 601 | 18, 116 | 21, 863 | 9, 584 | 30, 317 | 5, 641 | 74, 421 | 0 | 245, 939 |
| 中央 | 児童 | 870 | 673 | 2, 488 | 3, 781 | 4, 794 | 2, 107 | 1, 358 | 2, 847 | 1, 129 | 18, 195 | 24, 891 | 63, 133 |
| 小高 | 一般 | 226 | 488 | 1, 473 | 1, 192 | 603 | 2, 221 | 1, 141 | 2, 081 | 202 | 6, 322 | 0 | 15, 949 |
| 小向 | 児童 | 66 | 44 | 259 | 309 | 392 | 161 | 137 | 220 | 66 | 1, 180 | 4, 852 | 7, 686 |
| 鹿島 | 一般 | 218 | 469 | 699 | 1, 214 | 845 | 1, 535 | 454 | 1, 509 | 221 | 2, 209 | 0 | 9, 373 |
| 庇埼 | 児童 | 56 | 32 | 241 | 191 | 445 | 140 | 72 | 107 | 43 | 1, 426 | 3, 050 | 5, 803 |
| 移動 | 一般 | 7 | 23 | 38 | 333 | 102 | 382 | 143 | 161 | 14 | 676 | 0 | 1, 879 |
| 図書館 | 児童 | 5 | 7 | 15 | 37 | 100 | 66 | 31 | 43 | 5 | 169 | 2, 239 | 2, 717 |
| | 一般 | 11, 684 | 13, 195 | 28, 158 | 39, 340 | 19, 666 | 26, 001 | 11, 322 | 34, 068 | 6, 078 | 83, 628 | 0 | 273, 140 |
| 合計 | 児童 | 997 | 756 | 3, 003 | 4, 318 | 5, 731 | 2, 474 | 1, 598 | 3, 217 | 1, 243 | 20, 970 | 35, 032 | 79, 339 |
| | 合計 | 12, 681 | 13, 951 | 31, 161 | 43, 658 | 25, 397 | 28, 475 | 12, 920 | 37, 285 | 7, 321 | 104, 598 | 35, 032 | 352, 479 |
| 構成比 | (%) | 4 | 4 | 9 | 12 | 7 | 8 | 4 | 10 | 2 | 30 | 10 | 100 |

- ※「一般:一般、郷土、参考、洋書」「児童:児童」振り分け後、分類ごとに集計(紙芝居を除く)
- ※郷土・参考に含まれる図書以外の資料をこちらでは計上していないため、1-1の蔵書数と一致しない箇所がある。

分類別 蔵書割合



一般/児童別 蔵書割合



1-3 新聞・雑誌タイトル数

| R6 年度 | | 新聞 | | 雑誌 | | |
|-------|----|----|----|-----|----|-----|
| | 購入 | 寄贈 | 計 | 購入 | 寄贈 | 計 |
| 中央 | 20 | 11 | 31 | 238 | 30 | 268 |
| 小高 | 4 | 0 | 4 | 12 | 0 | 12 |
| 鹿島 | 4 | 1 | 5 | 12 | 0 | 12 |
| 合計 | 28 | 12 | 40 | 262 | 30 | 292 |

1-4 受入資料

| R6 年度 | 購 | 入 | 寄贈 | 合計 | |
|--------|--------|--------|--------|---------|--|
| 10 平及 | リクエスト | 選書 | お短 | | |
| 中央 | 3, 120 | 8, 499 | 1, 024 | 12, 643 | |
| 小高 | 120 | 477 | 44 | 641 | |
| 鹿島 | 201 | 426 | 20 | 647 | |
| 移動図書館 | _ | 323 | 18 | 341 | |
| 合計 | 3, 441 | 9, 725 | 1, 106 | 14, 272 | |
| うち図書のみ | 3, 441 | 6, 256 | 837 | 10, 938 | |

※移動図書館のリクエストは中央で一括処理

1-5 受入資料の推移

| : | 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----|-------|----------------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 受入冊数 | 15, 777 | 14, 855 | 15, 303 | 14, 854 | 16, 471 | 14, 051 | 13, 865 | 13, 521 | 13, 432 | 12, 718 |
| | (購入) | 14, 642 | 13, 775 | 14, 107 | 13, 642 | 14, 635 | 12, 931 | 13, 160 | 12, 605 | 12, 629 | 11, 619 |
| 中央 | (寄贈等) | 1, 135 | 1, 080 | 1, 196 | 1, 212 | 1, 836 | 1, 120 | 705 | 916 | 803 | 1, 099 |
| | 除籍冊数 | -2, 288 | -7, 531 | -8, 117 | -3, 691 | -13, 254 | -4, 605 | -5, 956 | -5, 348 | -6, 089 | -4, 859 |
| | 増加冊数 | 13, 489 | 7, 324 | 7, 186 | 11, 163 | 3, 217 | 9, 446 | 7, 909 | 8, 173 | 7, 343 | 7, 859 |
| | 受入冊数 | 4 | 1, 291 | 492 | 576 | 565 | 830 | 635 | 683 | 647 | 650 |
| | (購入) | 0 | 1, 239 | 473 | 521 | 497 | 774 | 618 | 666 | 631 | 597 |
| 小高 | (寄贈等) | 4 | 52 | 19 | 55 | 68 | 56 | 17 | 17 | 16 | 53 |
| | 除籍冊数 | -6 | -109 | -834 | -7 | -1, 312 | -1, 494 | -79 | -95 | -48 | -45 |
| | 増加冊数 | -2 | 1, 182 | -342 | 569 | -747 | -664 | 556 | 588 | 599 | 605 |
| | 受入冊数 | 250 | 1, 166 | 669 | 789 | 705 | 1, 054 | 630 | 821 | 657 | 647 |
| | (購入) | 176 | 1, 103 | 625 | 711 | 602 | 1, 011 | 619 | 772 | 643 | 627 |
| 鹿島 | (寄贈等) | 74 | 63 | 44 | 78 | 103 | 43 | 11 | 49 | 14 | 20 |
| | 除籍冊数 | -14 | -1 | -120 | -7 | -116 | -966 | -3 | -4 | 0 | -1 |
| | 増加冊数 | 236 | 1, 165 | 549 | 782 | 589 | 88 | 627 | 817 | 657 | 646 |
| | 受入冊数 | - raa- | 369 | 160 | 327 | 392 | 370 | 392 | 397 | 309 | 344 |
| 移動 | (購入) | 平成28年 5月26日 | 352 | 141 | 288 | 318 | 329 | 373 | 374 | 292 | 323 |
| 図書館 | (寄贈等) | 5月20日 より運行 | 17 | 19 | 39 | 74 | 41 | 19 | 23 | 17 | 21 |
| | 除籍冊数 | 開始 | -51 | -6 | -6 | -15 | -3 | 0 | -2 | -9 | -2 |
| | 増加冊数 | IND/H | 318 | 154 | 321 | 377 | 367 | 392 | 395 | 300 | 342 |
| | 受入冊数 | 16, 031 | 17, 681 | 16, 624 | 16, 546 | 18, 133 | 16, 305 | 15, 522 | 15, 422 | 15, 045 | 14, 359 |
| | (購入) | 14, 818 | 16, 469 | 15, 346 | 15, 162 | 16, 052 | 15, 045 | 14, 770 | 14, 417 | 14, 195 | 13, 166 |
| 合計 | (寄贈等) | 1, 213 | 1, 212 | 1, 278 | 1, 384 | 2, 081 | 1, 260 | 752 | 1, 005 | 850 | 1, 193 |
| | 除籍冊数 | -2, 308 | -7, 692 | -9, 077 | -3, 711 | -14, 697 | -7, 068 | -6, 032 | -5, 449 | -6, 146 | -4, 907 |
| | 増加冊数 | 13, 723 | 9, 989 | 7, 547 | 12, 835 | 3, 436 | 9, 237 | 9, 484 | 9, 973 | 8, 899 | 9, 452 |

1-6 図書費の推移

単位:千円

| | 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 図書費 | 18, 521 | 17, 561 | 17, 848 | 18, 061 | 17, 166 | 17, 100 | 17, 239 | 17, 416 | 17, 515 | 17, 345 |
| | 雑誌新聞費 | 3, 783 | 3, 850 | 3, 777 | 3, 751 | 3, 816 | 3, 896 | 3, 642 | 3, 602 | 3, 419 | 3, 763 |
| 中央 | 視聴覚資料費 | 2, 095 | 2, 400 | 2, 469 | 2, 264 | 2, 400 | 2, 400 | 2, 428 | 2, 584 | 2, 450 | 2, 400 |
| | その他 | 1, 182 | 39 | 192 | 554 | 434 | 500 | 334 | 20 | 35 | 255 |
| | 合計 | 25, 581 | 23, 850 | 24, 286 | 24, 630 | 23, 816 | 23, 896 | 23, 643 | 23, 622 | 23, 419 | 23, 763 |
| | 図書費 | 0 | 1, 300 | 773 | 773 | 773 | 773 | 773 | 773 | 773 | 773 |
| 小高 | 雑誌新聞費 | 0 | 282 | 277 | 281 | 282 | 282 | 282 | 282 | 300 | 300 |
| | 合計 | 0 | 1, 582 | 1, 050 | 1, 054 | 1, 055 | 1, 055 | 1, 055 | 1, 055 | 1, 073 | 1, 073 |
| | 図書費 | 773 | 773 | 773 | 773 | 773 | 773 | 773 | 773 | 773 | 773 |
| 鹿島 | 雑誌新聞費 | 282 | 282 | 239 | 258 | 282 | 282 | 282 | 282 | 306 | 306 |
| | 合計 | 1, 055 | 1, 055 | 1, 012 | 1, 031 | 1, 055 | 1, 055 | 1, 055 | 1, 055 | 1, 079 | 1, 079 |
| 14 毛 | 図書費 | 1, 800 | 0 | 1, 800 | 1, 800 | 4, 799 | 2, 000 | 2, 000 | 2, 000 | 2, 000 | 2, 000 |
| 移動 図書館 | 雑誌新聞費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 四日四 | 合計 | 1, 800 | 0 | 1, 800 | 1, 800 | 4, 799 | 2, 000 | 2, 000 | 2, 000 | 2, 000 | 2, 000 |
| | 図書費 | 21, 094 | 19, 634 | 21, 194 | 21, 407 | 23, 511 | 20, 646 | 20, 785 | 20, 962 | 21, 061 | 20, 891 |
| | 雑誌新聞費 | 4, 065 | 4, 414 | 4, 293 | 4, 290 | 4, 380 | 4, 460 | 4, 206 | 4, 166 | 4, 025 | 4, 369 |
| 合計 | 視聴覚資料費 | 2, 095 | 2, 400 | 2, 469 | 2, 264 | 2, 400 | 2, 400 | 2, 428 | 2, 584 | 2, 450 | 2, 400 |
| | その他 | 1, 182 | 39 | 192 | 554 | 434 | 500 | 334 | 20 | 35 | 255 |
| | 合計 | 28, 436 | 26, 487 | 28, 148 | 28, 515 | 30, 725 | 28, 006 | 27, 753 | 27, 732 | 27, 571 | 27, 915 |

[※]その他はおもちゃ・絵画・地図の合計

[※] R1 の移動図書館図書費については寄附金 300 万円も含む。

(2) 利用統計

2-1 入館者数・貸出利用人数・貸出点数

| R6 年度 | 中央図書館 | 小高図書館 | 鹿島図書館 | 移動図書館 | 計 |
|--------|------------|----------|-----------|-----------|------------|
| 入館者数 | 176, 737 人 | 10,604 人 | 9, 222 人 | 15,030 人 | 211,593 人 |
| 貸出利用人数 | 74, 261 人 | 2,500 人 | 3, 235 人 | 4,087 人 | 84, 083 人 |
| 貸出点数 | 313, 045 点 | 8, 391 点 | 11, 810 点 | 34, 006 点 | 367, 252 点 |

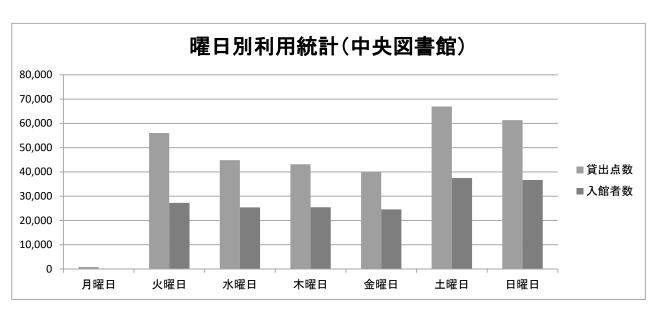
2-2-1 図書館利用(中央図書館)

| R6 年度 | 開館 | 休館 | 入館者数 | 貸出点数 | 一日平均 | | ————利用 | 延べ人数 | (人) | |
|--------|-----|----|----------|----------|--------|---------|--------|--------|------|---------|
| 110 千茂 | 日数 | 日数 | 八路日奴 | 貝山瓜奴 | 貸出点数 | 一般 | 児童 | 団体 | 相互貸借 | 計 |
| 4 月 | 25 | 5 | 11, 732 | 25, 101 | 1, 004 | 4, 962 | 497 | 392 | 25 | 5, 876 |
| 5 月 | 26 | 5 | 13, 011 | 24, 759 | 952 | 4, 752 | 415 | 540 | 22 | 5, 729 |
| 6 月 | 26 | 4 | 14, 386 | 26, 483 | 1, 019 | 5, 079 | 614 | 544 | 21 | 6, 258 |
| 7月 | 24 | 7 | 13, 921 | 24, 150 | 1, 006 | 4, 857 | 616 | 393 | 30 | 5, 896 |
| 8月 | 27 | 4 | 18, 774 | 30, 209 | 1, 119 | 6, 103 | 765 | 390 | 35 | 7, 293 |
| 9月 | 25 | 5 | 14, 451 | 26, 455 | 1, 058 | 5, 152 | 637 | 480 | 31 | 6, 300 |
| 10 月 | 27 | 4 | 14, 065 | 26, 318 | 975 | 5, 095 | 600 | 558 | 23 | 6, 276 |
| 11 月 | 26 | 4 | 16, 106 | 26, 665 | 1, 026 | 5, 172 | 587 | 561 | 29 | 6, 349 |
| 12 月 | 24 | 7 | 14, 695 | 25, 877 | 1, 078 | 5, 077 | 658 | 377 | 19 | 6, 131 |
| 1月 | 20 | 11 | 13, 353 | 23, 184 | 1, 159 | 4, 466 | 514 | 405 | 25 | 5, 410 |
| 2 月 | 24 | 4 | 17, 569 | 27, 510 | 1, 146 | 5, 251 | 611 | 521 | 33 | 6, 416 |
| 3月 | 26 | 5 | 14, 674 | 26, 334 | 1, 013 | 5, 303 | 642 | 346 | 36 | 6, 327 |
| 合計 | 300 | 65 | 176, 737 | 313, 045 | 1, 043 | 61, 269 | 7, 156 | 5, 507 | 329 | 74, 261 |

2-2-2 曜日別利用(中央図書館)

| | R6 年度 | 月曜日※ | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 | 合計 |
|---|-------------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 1 | 賞出点数 | 828 | 55, 992 | 44, 852 | 43, 115 | 39, 991 | 66, 925 | 61, 342 | 313, 045 |
| 7 | 入館者数 | 0 | 27, 219 | 25, 352 | 25, 437 | 24, 573 | 37, 487 | 36, 669 | 176, 737 |
| | 一般 | 0 | 22, 389 | 20, 784 | 20, 398 | 19, 812 | 27, 344 | 27, 332 | 138, 059 |
| | 子ども | 0 | 4, 830 | 4, 568 | 5, 039 | 4, 761 | 10, 143 | 9, 337 | 38, 678 |
| 3 | 登録者数 | 7 | 128 | 125 | 120 | 103 | 141 | 138 | 762 |

[※]月曜日の貸出点数及び登録者数は、学校図書館支援のもの。



2-2-3 図書館利用(小高図書館)

| R6 年度 | 開館 | 休館 | 入館者数 | 貸出点数 | 一日平均 | | 利用 | 延べ人数 | (人) | |
|--------|-----|----|-----------|--------|------|--------|----|------|------|--------|
| 10 7/2 | 日数 | 日数 | /\un'n 9X | 具山灬外 | 貸出点数 | 一般 | 児童 | 団体 | 相互貸借 | 計 |
| 4 月 | 25 | 5 | 829 | 623 | 25 | 190 | 6 | 2 | 0 | 198 |
| 5月 | 27 | 4 | 828 | 710 | 26 | 184 | 5 | 1 | 0 | 190 |
| 6 月 | 26 | 4 | 866 | 725 | 28 | 194 | 9 | 0 | 0 | 203 |
| 7月 | 26 | 5 | 899 | 686 | 26 | 205 | 5 | 1 | 0 | 211 |
| 8月 | 27 | 4 | 955 | 703 | 26 | 203 | 10 | 2 | 0 | 215 |
| 9月 | 25 | 5 | 863 | 707 | 28 | 198 | 4 | 6 | 0 | 208 |
| 10 月 | 27 | 4 | 967 | 817 | 30 | 219 | 6 | 2 | 0 | 227 |
| 11月 | 26 | 4 | 951 | 760 | 29 | 191 | 8 | 3 | 0 | 202 |
| 12 月 | 24 | 7 | 857 | 705 | 29 | 198 | 4 | 2 | 0 | 204 |
| 1月 | 20 | 11 | 760 | 602 | 30 | 179 | 7 | 1 | 0 | 187 |
| 2月 | 24 | 4 | 914 | 692 | 29 | 223 | 4 | 4 | 0 | 231 |
| 3 月 | 26 | 5 | 915 | 661 | 25 | 211 | 12 | 1 | 0 | 224 |
| 合計 | 303 | 62 | 10, 604 | 8, 391 | 28 | 2, 395 | 80 | 25 | 0 | 2, 500 |

2-2-4 曜日別利用(小高図書館)

| R6 年度 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 | 合計 |
|-------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 貸出点数 | 0 | 1, 491 | 1, 298 | 1, 450 | 1, 196 | 1, 684 | 1, 272 | 8, 391 |
| 入館者数 | 0 | 1, 786 | 1, 660 | 1, 893 | 1, 598 | 1, 903 | 1, 764 | 10, 604 |
| 登録者数 | 0 | 4 | 2 | 4 | 2 | 3 | 3 | 18 |

2-2-5 図書館利用 (鹿島図書館)

| R6 年度 | 開館 | 休館 | 入館者数 | 貸出点数 | 一日平均 | | 利用 | 延べ人数 | (人) | |
|-------|-----|----|---|-----------|------|--------|-----|------|------|--------|
| | 日数 | 日数 | , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | , C — , , | 貸出点数 | 一般 | 児童 | 団体 | 相互貸借 | 計 |
| 4月 | 25 | 5 | 839 | 924 | 37 | 238 | 18 | 4 | 0 | 260 |
| 5月 | 27 | 4 | 660 | 881 | 33 | 252 | 9 | 3 | 0 | 264 |
| 6月 | 26 | 4 | 832 | 1, 236 | 48 | 295 | 31 | 5 | 0 | 331 |
| 7月 | 26 | 5 | 822 | 945 | 36 | 232 | 21 | 2 | 0 | 255 |
| 8月 | 25 | 6 | 702 | 886 | 35 | 238 | 24 | 5 | 0 | 267 |
| 9月 | 25 | 5 | 802 | 1, 038 | 42 | 247 | 19 | 7 | 0 | 273 |
| 10 月 | 27 | 4 | 807 | 1, 017 | 38 | 252 | 17 | 1 | 0 | 270 |
| 11 月 | 26 | 4 | 788 | 947 | 36 | 228 | 16 | 2 | 0 | 246 |
| 12 月 | 24 | 7 | 850 | 938 | 39 | 246 | 13 | 1 | 0 | 260 |
| 1月 | 20 | 11 | 638 | 884 | 44 | 217 | 12 | 2 | 0 | 231 |
| 2月 | 24 | 4 | 750 | 1, 030 | 43 | 276 | 11 | 2 | 0 | 289 |
| 3 月 | 24 | 7 | 732 | 1, 084 | 45 | 261 | 25 | 3 | 0 | 289 |
| 合計 | 299 | 66 | 9, 222 | 11, 810 | 39 | 2, 982 | 216 | 37 | 0 | 3, 235 |

2-2-6 曜日別利用 (鹿島図書館)

| R6 年度 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 | 合計 |
|-------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 貸出点数 | 0 | 1, 837 | 1, 571 | 1, 459 | 1, 346 | 2, 711 | 2, 886 | 11, 810 |
| 入館者数 | 0 | 1, 431 | 1, 334 | 1, 274 | 1, 400 | 1, 876 | 1, 907 | 9, 222 |
| 登録者数 | 0 | 3 | 2 | 1 | 4 | 8 | 4 | 22 |

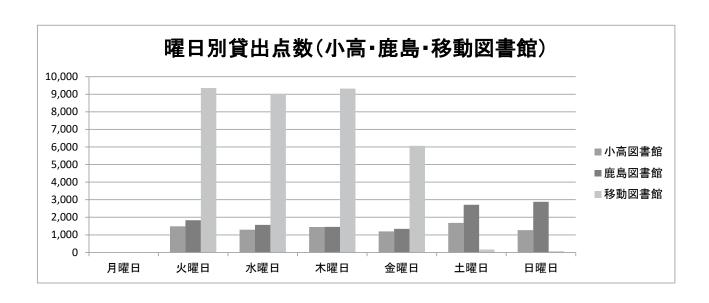
2-2-7 図書館利用 (移動図書館)

| R6 年度 | R6 年度 開館 休館 日数 日数 | 休館 | 入館者数 | 貸出点数 | 一日平均 | | 利用 | 延べ人数 | (人) | |
|-------|-------------------|-----|-------------|---------|------|--------|-----|--------|------|--------|
| | 日致 | 日致 | 7 124 4 271 | 30-7 | 貸出点数 | 一般 | 児童 | 団体 | 相互貸借 | 計 |
| 4月 | 17 | 13 | 1, 049 | 2, 678 | 158 | 161 | 28 | 89 | 0 | 278 |
| 5月 | 16 | 15 | 1, 132 | 3, 267 | 204 | 158 | 27 | 147 | 0 | 332 |
| 6 月 | 17 | 13 | 1, 607 | 3, 409 | 201 | 192 | 78 | 248 | 0 | 518 |
| 7月 | 17 | 14 | 1, 171 | 2, 892 | 170 | 155 | 24 | 148 | 0 | 327 |
| 8月 | 18 | 13 | 841 | 2, 378 | 132 | 120 | 5 | 171 | 0 | 296 |
| 9月 | 16 | 14 | 1, 309 | 2, 980 | 186 | 159 | 38 | 107 | 0 | 304 |
| 10 月 | 19 | 12 | 1, 449 | 2, 988 | 157 | 165 | 66 | 187 | 0 | 418 |
| 11 月 | 17 | 13 | 1, 833 | 3, 090 | 182 | 197 | 62 | 138 | 0 | 397 |
| 12 月 | 16 | 15 | 1, 270 | 3, 020 | 189 | 148 | 39 | 175 | 0 | 362 |
| 1月 | 12 | 19 | 1, 261 | 2, 672 | 223 | 145 | 34 | 149 | 0 | 328 |
| 2月 | 16 | 12 | 1, 220 | 2, 788 | 174 | 151 | 22 | 101 | 0 | 274 |
| 3月 | 15 | 16 | 888 | 1, 844 | 123 | 155 | 28 | 70 | 0 | 253 |
| 合計 | 196 | 169 | 15, 030 | 34, 006 | 174 | 1, 906 | 451 | 1, 730 | 0 | 4, 087 |

2-2-8 曜日別利用 (移動図書館)

| R6 年度 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 | 合計 |
|-------|-----|--------|--------|--------|--------|-----|-----|---------|
| 貸出点数 | 0 | 9, 354 | 9, 024 | 9, 321 | 6, 067 | 167 | 73 | 34, 006 |
| 入館者数 | 0 | 4, 049 | 3, 555 | 3, 714 | 2, 901 | 391 | 420 | 15, 030 |

[※]移動図書館は利用登録の申請日とカードの作成日が必ずしも同日ではないため、曜日別の登録者数は不明



2-2-9 貸出資料の推移

単位:点

| 年月 | 隻 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 一般 | 336, 604 | 309, 443 | 307, 935 | 313, 828 | 301, 371 | 250, 380 | 250, 538 | 279, 926 | 262, 240 | 250, 831 |
| 中央 | 児童 | 22, 889 | 27, 553 | 33, 724 | 34, 064 | 35, 865 | 31, 089 | 31, 853 | 37, 049 | 37, 652 | 35, 050 |
| 中大 | 団体 | 12, 926 | 12, 520 | 10, 594 | 9, 737 | 10, 195 | 10, 153 | 15, 255 | 26, 451 | 26, 208 | 27, 164 |
| | 合計 | 372, 419 | 349, 516 | 352, 253 | 357, 629 | 347, 431 | 291, 622 | 297, 646 | 343, 426 | 326, 100 | 313, 045 |
| | 一般 | 0 | 2, 876 | 4, 248 | 5, 458 | 5, 804 | 4, 721 | 4, 604 | 6, 790 | 7, 002 | 8, 068 |
| 小高 | 児童 | 0 | 102 | 46 | 100 | 161 | 394 | 46 | 181 | 193 | 268 |
| 小回 | 団体 | 0 | 69 | 204 | 240 | 210 | 83 | 121 | 160 | 138 | 55 |
| | 合計 | 0 | 3, 047 | 4, 498 | 5, 798 | 6, 175 | 5, 198 | 4, 771 | 7, 131 | 7, 333 | 8, 391 |
| | 一般 | 13, 476 | 12, 730 | 12, 464 | 12, 363 | 12, 457 | 9, 943 | 9, 832 | 11, 450 | 11, 100 | 10, 505 |
| 鹿島 | 児童 | 2, 306 | 2, 305 | 2, 110 | 2, 007 | 2, 495 | 1, 411 | 1, 581 | 1, 530 | 1, 443 | 1, 203 |
| 庇石 | 団体 | 448 | 237 | 486 | 447 | 179 | 164 | 168 | 201 | 125 | 102 |
| | 合計 | 16, 230 | 15, 272 | 15, 060 | 14, 817 | 15, 131 | 11, 518 | 11, 581 | 13, 181 | 12, 668 | 11, 810 |
| | 一般 | 平成28年 | 2, 890 | 4, 708 | 5, 682 | 5, 752 | 5, 626 | 4, 675 | 5, 117 | 5, 315 | 6, 400 |
| 移動 | 児童 | 5月26日 | 883 | 2, 252 | 3, 189 | 3, 493 | 2, 513 | 2, 382 | 2, 329 | 1, 546 | 1, 221 |
| 図書館 | 団体 | より運行 | 6, 628 | 9, 998 | 12, 489 | 15, 542 | 16, 688 | 18, 483 | 20, 048 | 25, 320 | 26, 385 |
| | 合計 | 開始 | 10, 401 | 16, 958 | 21, 360 | 24, 787 | 24, 827 | 25, 540 | 27, 494 | 32, 181 | 34, 006 |
| | 一般 | 350, 080 | 327, 939 | 329, 355 | 337, 331 | 325, 384 | 270, 670 | 269, 649 | 303, 283 | 285, 657 | 275, 804 |
| 合計 | 児童 | 25, 195 | 30, 843 | 38, 132 | 39, 360 | 42, 014 | 35, 407 | 35, 862 | 41, 089 | 40, 834 | 37, 742 |
| | 団体 | 13, 374 | 19, 454 | 21, 282 | 22, 913 | 26, 126 | 27, 088 | 34, 027 | 46, 860 | 51, 791 | 53, 706 |
| | 合計 | 388, 649 | 378, 236 | 388, 769 | 399, 604 | 393, 524 | 333, 165 | 339, 538 | 391, 232 | 378, 282 | 367, 252 |

2-2-10 市民一人あたりの貸出資料の推移 単位:点

| R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 6. 35 | 6. 61 | 6. 89 | 6. 76 | 6. 67 |

※現住人口(R6 は 55,069 人)を基準

2-3 登録者数

単位:人

| R6 年度 | 個 | 人 | 団体 | 合計 |
|-------|--------|---------|-----|---------|
| 10 平皮 | 児童 | 一般 | | |
| 登録者数 | 1, 582 | 29, 720 | 802 | 32, 104 |
| 登録率 | | 56. 8% | _ | _ |

※児童:0~12歳とした

※登録率 登録者数(団体を除く)/現住人口(R6 は 55,069 人)

2-3-1 新規登録者数

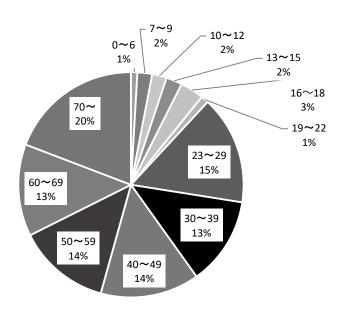
単位:人

| R6 年度 | 個 | 人 | 団体 | 合計 |
|--------|-----|-----|----|-----|
| 110 平皮 | 児童 | 一般 | 四种 | |
| 中央 | 221 | 613 | 16 | 850 |
| 小高 | 1 | 18 | 0 | 19 |
| 鹿島 | 2 | 14 | 0 | 16 |
| 移動図書館 | 17 | 45 | 0 | 62 |
| 合計 | 241 | 690 | 16 | 947 |

2-3-2 年齢別登録者数

単位:人

| R6 年度 | | | | | | 年齢 | (歳) | | | | | | 合計 |
|-------|-------|--------------|---------|---------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------------|---------|
| 10 平及 | 0 ~ 6 | 7 ~ 9 | 10 ~ 12 | 13 ~ 15 | 16 ~ 18 | 19 ~ 22 | 23 ~ 29 | 30 ~ 39 | 40 ~ 49 | 50 ~ 59 | 60 ~ 69 | 70 ~ | |
| 男 | 128 | 301 | 348 | 295 | 479 | 188 | 2, 046 | 1, 602 | 1, 566 | 1, 863 | 2, 008 | 3, 150 | 13, 974 |
| 女 | 148 | 310 | 347 | 354 | 486 | 186 | 2, 698 | 2, 420 | 2, 713 | 2, 398 | 2, 020 | 3, 248 | 17, 328 |
| 合計 | 276 | 611 | 695 | 649 | 965 | 374 | 4, 744 | 4, 022 | 4, 279 | 4, 261 | 4, 028 | 6, 398 | 31, 302 |



2-3-3 登録者数の推移

単位:人

| 年度 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 登録者数 | 28, 464 | 29, 246 | 29, 565 | 30, 392 | 31, 302 |
| 現住人口 | 52, 450 | 57, 675 | 56, 787 | 55, 937 | 55, 069 |
| 登録率 | 54. 3% | 50. 7% | 52. 1% | 54. 3% | 56. 8% |

※登録率 登録者数(団体を除く) / 現住人口

2-4 リクエスト

単位:件

| 年度 | | R5 | R6 | 増減 |
|------------|------|---------|---------|-------|
| | 予約 | 34, 980 | 35, 671 | 691 |
| 中央 | 購入 | 3, 728 | 3, 441 | ▲ 287 |
| | 相互貸借 | 575 | 642 | 67 |
| 小高 | 予約 | 1, 466 | 1, 378 | ▲ 88 |
| 小同 | 購入 | 136 | 120 | ▲ 16 |
| 麻 自 | 予約 | 1, 476 | 1, 487 | 11 |
| 鹿島 | 購入 | 153 | 201 | 48 |
| 移動図書館 | 予約 | 2, 518 | 2, 718 | 200 |
| 合計 | _ | 45, 032 | 45, 658 | 626 |

※借用数及び移動図書館のリクエスト購入数については中央で一括処理

2-5 レファレンス

| 単 | 付 | : | 件 |
|---|-------------|---|----|
| = | ۱۱ <i>۱</i> | | 17 |

| R6 年度 | 窓口 | 電話 | メール | 合計 |
|-----------|--------|----|-----|--------|
| 中央 | 1, 886 | 31 | 3 | 1, 920 |
| (うち移動図書館) | 660 | _ | - | 660 |
| 小高 | 146 | 0 | _ | 146 |
| 鹿島 | 148 | 0 | _ | 148 |

2-6 館内設備利用

| 2 | | <i>11</i> +- |
|----------|-----|--------------|
| 牢 | 11/ | 1— |

| | | R5 | R6 |
|--|---------|--------|--------|
| /\.\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | 固定端末 | 2, 278 | 2, 559 |
| インターネット | ノートパソコン | 58 | 410 |
| DVD 視聴席 | 一般 | 681 | 711 |
| ロVロ 1兄4応/市 | 児童 | 291 | 244 |

2-7 コピーサービス利用状況

| | R | 5 | R | 6 |
|----|-----|--------|-----|--------|
| | 件数 | 枚数 | 件数 | 枚数 |
| 中央 | 758 | 4, 273 | 681 | 3, 766 |
| 小高 | 17 | 89 | 18 | 146 |
| 鹿島 | 2 | 9 | 6 | 32 |
| 計 | 777 | 4, 371 | 705 | 3, 944 |

2-8 市民情報交流センター利用実績

| R6 年度 | マルチメディア ホール | 大会議室 | 中会議室 | 小会議室 | クラフトルーム | 計 |
|-------|----------------|----------|-------|-------|---------|-------|
| 申請件数 | 75 件 | 125 件 | 148 件 | 185 件 | 71 件 | 604 件 |
| 利用人数 | | 9, 774 人 | | | | |

8 条例・規則

(1) 南相馬市立図書館条例

平成18年1月1日 条例第196号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、 南相馬市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称 | | | | | | | | | | 位 置 |
|-----|---|---|---|----|---|---|---|---|---|--------------------|
| 南 | 相 | 馬 | 市 | 立. | 中 | 央 | 図 | 書 | 館 | 南相馬市原町区旭町二丁目7番地の1 |
| 南 | 相 | 馬 | 市 | 立 | 小 | 高 | 図 | 書 | 館 | 南相馬市小高区本町二丁目89番地の1 |
| 南 | 相 | 馬 | 市 | 立 | 鹿 | 島 | 図 | 書 | 館 | 南相馬市鹿島区寺内字迎田22番地の1 |

(管理)

第3条 図書館は、南相馬市教育委員会(以下「教育委員会」という。)がこれを管理する。

(職員)

- 第4条 図書館に館長その他必要な職員を置く。
- 2 前項の職員の定数は、南相馬市職員定数条例(平成18年南相馬市条例第25号)の定める ところによる。

(事業)

- 第5条 図書館は、図書館法第3条の規定に基づき、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 図書館資料の収集、整理及び保存
 - (2) 個人貸出し及び団体貸出し
 - (3) 読書案内及び読書相談
 - (4) レファレンス
 - (5) 読書会、研究会、講習会、鑑賞会、資料展示会等の主催及び奨励
 - (6) 館報その他の読書資料の発行及び頒布
 - (7) 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供
 - (8) 他の図書館、学校、生涯学習センター、博物館、研究所等との連絡及び協力
 - (9) 図書館資料の図書館間相互貸借
 - (10) 学校図書館等との連絡及び連携
 - (11) 家庭文庫等との連絡、協力及びその団体活動の促進
 - (12) 地区館、分館等の運営
 - (13) 移動図書館の運営
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、図書館の目的達成のため必要な事業

(利用者の責務等)

- **第6条** 図書館を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、この条例及び館長又は職員の指示に従わなければならない。
- 2 利用者は、図書館資料を丁寧に取扱うとともに、図書館資料に書込みを行う等、汚損してはならない。

- 3 利用者は、図書館内(以下「館内」という。)の秩序を乱し、又は他の利用者に迷惑を及ぼす 行為をしてはならない。
- 4 教育委員会は、前3項に違反したと認める者に対しては、入館を拒み、若しくは退館を命じ、又は図書館資料の閲覧若しくは貸出しをしないことができる。

(図書館協議会)

- 第7条 法第14条第1項の規定に基づき、南相馬市立図書館協議会(以下「協議会」という。) を置く。
- 2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並 びに学識経験のある者の中から委嘱又は任命する。
- 3 協議会の委員の定数は、10人以内とする。
- 4 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(委任)
- 第8条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

- この条例は、平成18年1月1日から施行する。 附 則(平成18年条例第285号)
- この条例は、平成19年4月1日から施行する。 附 則(平成21年条例第31号)
- この条例は、平成21年12月1日から施行する。 附 則(平成24年3月28日条例第10号)
- この条例は、平成24年4月1日から施行する。 附 則 (平成28年9月23日条例第39号)
- この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(2) 南相馬市立図書館規則

平成18年1月1日教育委員会規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市立図書館条例(平成18年南相馬市条例第196号)第8条の規 定に基づき、南相馬市立図書館(以下「図書館」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定 めるものとする。

(開館時間等)

第2条 図書館の開館時間は、次表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりと する。

| 図書館名 | 開館時間 | | |
|------------|---|--|--|
| 南相馬市立中央図書館 | (1)日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年 法律第178号)に規定する休日 午前9時30分から午後5時まで (2)火曜日から金曜日まで 午前9時30分から午後8時まで | | |
| 南相馬市立小高図書館 | ケニュの味みとケダに味まで | | |
| 南相馬市立鹿島図書館 | 午前10時から午後5時まで | | |

2 前項の規定にかかわらず、南相馬市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、特に必要 があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日及び休館期間)

第3条 図書館の休館日及び休館期間は、次表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 図書館名 | 休館日及び休館期間 | | |
|--|--|--|--|
| 南相馬市立中央図書館 南相馬市立小高図書館 南相馬市立鹿島図書館 | (1) 月曜日 (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31 日まで (3) 図書特別整理期間 教育委員会が定める期間 | | |

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、 又は臨時に開館することができる。

(個人貸出しの利用対象者)

第4条 図書館以外の場所(以下「館外」という。)で個人で図書館資料を利用することができる者は、南相馬市及び飯舘村に居住している者並びに市内に勤務先を有し、又は在学している者とする。

(個人貸出しの利用方法)

第5条 個人で館外利用をしようとする者(以下「個人利用者」という。)は、教育委員会が別に 定める利用手続に従って図書館資料の個人貸出しを受けなければならない。

(個人貸出しの冊数)

第6条 個人利用者が館外で同時に利用することができる図書館資料の冊(点)数は、1人につき15冊(点)以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(個人貸出しの利用期間)

- 第7条 個人利用者が館外で図書館資料を利用することができる期間は、原則として個人貸出しを受けた日から起算して15日以内とする。ただし、教育委員会が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 2 教育委員会は、図書館資料の管理上必要があると認めるときは、前項の期間中であっても貸出しした図書館資料を返納させることができる。

(個人貸出しの転貸禁止)

第8条 個人利用者が個人貸出しを受けた図書館資料は、他に転貸してはならない。

(個人貸出しの返納)

第9条 個人利用者は、個人貸出しを受けた図書館資料を第7条第1項に規定する利用期間が満了する日までに、同条第2項の規定により図書館資料の返納を命じられた場合には、直ちに、 当該図書館資料を図書館に返納しなければならない。

(団体貸出しの対象団体)

第10条 館外で図書館資料を利用することができる団体は、市内に所在する学校、官公署、社会 教育関係団体、社会福祉関係団体、読書会及びその他館長教育委員会の認める団体(以下「団体」 という。)とする。

(団体貸出しの利用方法)

第11条 館外利用をしようとする団体(以下「利用団体」という。)は、教育委員会が別に定める利用手続に従って図書館資料の団体貸出しを受けなければならない。

(団体貸出しの利用冊数)

第12条 利用団体が館外で同一団体が同時に利用することができる団体貸出しの図書館資料の冊 (点)数は、100冊(点)以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(団体貸出しの利用期間)

- 第13条 利用団体が館外で図書館資料を利用することができる期間は、原則として団体貸出しを 受けた日から起算して1月以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、 この限りでない。
- 2 教育委員会は、図書館資料の管理上必要があると認めるときは、前項の期間中であっても貸出しした図書館資料を返納させることができる。

(団体貸出しの転貸禁止)

第 14 条 利用団体が団体貸出しを受けた図書館資料は、他に転貸してはならない。

(団体貸出しの返納)

第15条 利用団体は、団体貸出しを受けた図書館資料を第13条第1項に規定する利用期間が満了する日までに、同条第2項の規定により図書館資料の返納を命じられた場合には、直ちに、 当該図書館資料を図書館に返納しなければならない。

(賠償責任)

- 第16条 利用者は、図書館資料を亡失し、又はき損したときは、教育委員会の指示に従い、これ と同一の図書館資料若しくは相当の対価をもって弁償し、又はこれを原形に復さなければなら ない。
- 2 利用者は、図書館の施設、設備、備品等を滅失し、又はき損したときは、教育委員会の指示に従い、相当の対価をもって弁償し、又はこれを原形に復さなければならない。
- 3 天災その他利用者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、前2項の賠

償の義務を免除することができる。

(図書館資料の複写)

- **第17条** 図書館資料の複写を依頼しようとする者は、あらかじめコピー申込書を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、複写が不適当と認める場合は、これを受け入れないことができる。

(複写の費用)

第18条 前条の複写の費用は、次のとおりとする。

| 白黒・カラーの別 | 用紙サイズ | 金額(1枚につき) |
|----------|---|-----------|
| 白黒 | 日本工業規格B列5番、日本工業規格A列4番、日本工業規格B列4番、日本工業規格A列3番 | 10円 |
| カラー | 日本工業規格B列5番、日本工業規格A列4番、日本工業規格B列4番 | 50 円 |
| カラー | 日本工業規格 A 列 3 番 | 80 円 |

(寄贈の申込手続)

- 第19条 図書館に図書館資料を寄贈しようとする者は、その旨を教育委員会に申し出るものとする。
- 2 教育委員会は、前項の規定により図書館資料の寄贈の申出があった場合において、図書館資料として適当と認めるものについて受納することとする。

(寄贈図書館資料の取扱い)

第20条 寄贈を受けた図書館資料は、購入した図書館資料の取扱いに準ずる。

(寄託の手続)

- 第21条 図書館に図書館資料を寄託しようとする者は、その旨を教育委員会に申し出るものとする。
- 2 教育委員会は、前項の規定により図書館資料の寄託の申出があった場合において、図書館資料として当該寄託資料を保管し、又は一般の利用に供することが適当と認めるものについて受託することができる。

(寄託期間等)

- 第22条 教育委員会は、受託した図書館資料について、図書館の図書館資料の管理上支障がある とき、又は寄託に際して図書館と寄託者の間に寄託期間の定めがある場合において寄託期間が 満了したときは、受託した図書館資料を寄託者に返還するものとする。
- 2 教育委員会は、受託した図書館資料について、図書館と寄託者の間に寄託期間の定めがある場合において寄託期間が満了する日の1月前までに寄託者から別段の申出がないときは、その満了の日の翌日から起算して1年間寄託を継続する旨の申出があったものとみなして、当該寄託期間を延長するものとする。その延長に係る寄託期間が満了した場合も、同様とする。

(寄託等に要する費用の負担)

第23条 図書館資料の寄託及び返還に要する運搬費その他の費用は、寄託者の負担とする。ただし、 教育委員会が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

(事業計画の作成及び報告)

- 第24条 館長は、毎年翌年度において実施しようとする事業計画を南相馬市図書館協議会の諮問を経て作成し、年度末までに教育委員会の承認を受けなければならない。
- 2 館長は、年度終了後2月以内に事業計画の実施状況を教育委員会に報告しなければならない。

(その他)

第25条 この規則に定めるもののほか、図書館の運営管理、図書館資料の利用、貸出し、図書館 資料の寄贈又は寄託等及び図書館施設の利用並びに図書館の組織等に関して必要な事項は、教 育委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日までに、合併前の原町市立図書館規則(平成4年原町市教育委員会規 則第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなさ れたものとみなす。

附 則 (平成18年教委規則第51号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年教委規則第12号)

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則(平成28年2月8日教委規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月23日教委規則第6号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

(3) 南相馬市立図書館協議会の会議運営に関する規則

平成18年1月1日教育委員会規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市立図書館条例(平成18年南相馬市条例第196号)第7条の規 定に基づき、南相馬市立図書館協議会(以下「協議会」という。)の会議運営に関し必要な事項 を定めるものとする。

(会長及び副会長)

- 第2条 協議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選により定める。
- 第3条 会長は、協議会の会議の議長となる。
- **第4条** 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。 (会議)
- 第5条 会議は、必要に応じて会長がこれを招集する。
- **第6条** 会議開催の場所及び日時は、会議に付すべき事件とともに、あらかじめこれを通知しなければならない。
- **第7条** 会議招集通知後、急施を要する事件があるときは、前条の規定にかかわらず直ちにこれを会議に付することができる。
- 第8条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第9条 協議会は、会議において関係職員に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 第10条 関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(4)南相馬市立図書館 資料収集方針

南相馬市立図書館は、「図書館法」及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に示された精神に基づき、市民の「知る権利」を社会的に保障する機関として、南相馬市立図書館資料収集方針を定める。

1 基本方針

- (1)図書館は、市民が必要とし市民の知的関心を刺激する多様な資料を、図書館の責任において豊富に備えるものとする。
- (2)図書館は、「図書館法」に示された「市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資する」 資料を収集する。
- (3)図書館は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に示されたとおり市民に収集方針を公表し、図書館職員共通の理解のもとで運用する。
- (4)図書館職員が資料を判断する際には、日本図書館協会で定めた「図書館員の倫理綱領」に基づいて判断するものとする。

2 収集資料の種類

収集する資料の種類は次のとおりとする。

- (1)図書
 - 一般図書、児童図書、紙芝居、地域資料、行政資料、参考図書、洋書
- (2)逐次刊行物

雑誌、官報

- (3)視聴覚資料
 - CD、DVD、その他音楽及び映像資料記録媒体
- (4)障がい者用資料

DAISY 録音図書、点字資料、その他認められるもの

- (5)複製絵画
- (6)おもちゃ
- (7)その他

3 資料収集時の留意点

資料収集にあたっては次の点に留意する。

- (1)多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点にたつ資料を幅広く収集する。
- (2)著者の思想的・宗教的・党派的等の立場にとらわれてその著作を排除しない。
- (3)図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。
- (4)いかなる圧力・検閲に対しても、収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制をしたりしない。
- (5)寄贈資料の受入にあたっても同様である。

以上のような基本方針で収集した図書館資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それは図書館及び図書館員がこれらの思想や主張を支持していることを意味するものではない。

4 蔵書の更新・除籍

図書館は、常に新鮮で知的関心を刺激する蔵書構成を維持し充実させるために蔵書の更新及 び除籍を行う。なお除籍の基準については、本方針とは別途定めるものとする。

5 市民の意見と要望の尊重

利用者からリクエストされる資料は、できる限り提供するように努める。

図書館は、市民や利用者からの蔵書についての要望や意見を、図書館の蔵書構成への意思として大いに歓迎する。また、図書館は、それらの要望や意見を蔵書構成に対する評価であると認識し十分検討のうえ、蔵書構成に生かすように努める。

この収集方針は平成28年4月1日から施行する。

(5)南相馬市立図書館資料除籍基準

(目的)

第1 この基準は、南相馬市図書館が所蔵する資料について、除籍する場合の基準を定めるものである。

(基本方針)

第2 図書館において、常に新しく適切な資料構成を維持し、また、適切な管理を行って利用の 効率化を図るため、資料の除籍を行う。

(除籍の対象資料)

- 第3 除籍は、次の各号に掲げるものについて、これを行う。
 - 1 亡 失
 - (1) 所在不明となったもの。
 - (2) 回収不能及び現品弁償不能となったもの。
 - (3) 災害、その他の事故によるもの。
 - 2 毀 損

汚破損がはなはだしく修理ができないもの又は修理する価値がないと認めたもの。

3 不 用

内容上又は利用上からみて、資料としての価値を失ったもの。

4 数量更正

分冊若しくは合冊しようというもの。

5 管理換

(除籍の基準)

- 第4 除籍は、次の基準によりこれを行う。
 - 1 亡 失
 - (1) 蔵書点検の結果、引続き2年以上所在不明なもの。
 - (2) 貸出資料のうち、督促等の努力にもかかわらず2年以上回収不能なもの。
 - (3) 災害、その他の事故によるもの。
 - 2 毀 損

はなはだしい汚損若しくは破損のため、修理製本ができないもの、又は製本する価値がないと認めたもの。

- 3 不 用
- (1) 内容的にみて、また利用上からみて資料としての価値を失ったもの。
- (2) 発行年月日から起算して5年以上経過し、それに代わる類似図書が入手可能なもの。
- (3) 発行年月日から起算して10年以上経過し、保存価値がなくなったもの。
- (4) その他、館長が認めたもの。
- 4 数量更正・管理換

館長が必要と認めたもの。

(除籍の対象としない資料)

- 第5 前項にかかわらず、次の資料は除籍の対象としない。
 - (1) 地域資料 (郷土資料)
 - (2) 入手困難で、特に保存の必要があるもの。
 - (3) その他特に館長が特に保存が必要であると認めたもの。

(除籍の手続)

- 第6 除籍の手続については、次の要領で行う。
 - 1 除籍をする資料のバーコードをはがす、または除籍シールを貼付する。
 - 2 除籍資料一覧表を打ち出す。
 - 3 除籍資料は、公共的団体・市民等に再利用していただくか、古紙として売却・廃棄処理 をする。
 - 4 売却した代金は、一般会計の雑入に納付する。
 - 5 除籍は計画的に年間をとおして行う。

(除籍資料の譲渡)

- 第7 図書館は、除籍を決定した不用資料を必要に応じて他の図書館、公共的団体、市民等に無償で提供することができる。
- 第8 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

(6) 南相馬市民情報交流センター条例

平成21年9月30日 条例第32号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、市民相互の 交流と生涯学習の推進を図るため、市民情報交流センター(以下「センター」という。)を設置 する。

(名称、位置及び施設)

- 第2条 センターの名称、位置及び施設は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 南相馬市民情報交流センター
 - (2) 位置 南相馬市原町区旭町二丁目7番地の1
 - (3) 施設
 - ア 交流施設

けやきの広場 交流広場 情報広場 ギャラリー 舞台 天空のテラス 掲示棟

イ 生涯学習施設

生涯学習広場 マルチメディアホール 小会議室 中会議室 大会議室 クラフトルーム

ウ 駐車施設

駐輪場

(管理)

第3条 センターは、南相馬市教育委員会(以下「教育委員会」という。)がこれを管理する。 (事業)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の憩いの場及び交流の場としての施設の提供に関すること。
- (2) 市民生活及び観光に関する情報の提供に関すること。
- (3) 生涯学習事業の企画、実施、情報提供及び相談に関すること。
- (4) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(休館日)

- 第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。
 - (1) 月曜日
 - (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、センターの管理上必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

- **第6条** センターの開館時間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。ただし、 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。
 - (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 午前8時30分から午後5時まで
 - (2) 火曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後8時まで

(使用期間)

第7条 次に掲げる施設は、規則で定める期間を超えて使用することはできない。ただし、教育

委員会が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) ギャラリー
- (2) 舞台
- (3) 掲示棟

(使用の許可等)

- **第8条** センターを使用しようとするものは、教育委員会の許可を受けなければならない。許可 を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。
- 2 教育委員会は、前項の許可にセンターの管理上必要な条件を付することができる。
- 3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の使用の許可をしないものと する。
 - (1) センターにおける秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) センターの施設、設備等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。
 - (3) センターの管理上支障があると認めるとき。
 - (4) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

(物品販売等の許可)

- **第9条** センターの使用者(以下「使用者」という。)のうち、センターにおいて次に掲げる行為をしようとするものは、教育委員会の許可を受けなければならない。
 - (1) 物品の販売その他これに類する行為
 - (2) 寄附の勧誘
 - (3) 広告物の掲示及び配布
 - (4) その他センターの目的外使用に関する行為
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の手続)

第10条 第8条第1項及び前条の許可の手続について必要な事項は、規則で定める。

(許可の取消し等)

- 第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、その許可を取り消し、 又はその使用を制限し、若しくは停止させることができる。
 - (1) 第8条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) 使用の取消しを申し出たとき。
 - (3) 許可された内容と異なる使用が判明したとき、又は使用条件を遵守しなかったとき。
 - (4) 偽りの内容により申請を行う等の不正な手段で許可を受けたとき。
 - (5) この条例や規則に違反しているとき。
- 2 前項の規定により使用者が損害を受けることがあっても、教育委員会はその責めを負わない。 (使用料)
- 第12条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、規則で定める基準に従い、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第14条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、規則で定める基準に従い、その使用料の全部又は一部を返還することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

- 第16条 使用者は、センターの使用が終了したとき、又は第11条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに施設、設備等を原状に回復しなければならない。
- 2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第17条 使用者は、故意又は過失により施設若しくは設備等をき損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害額を市に賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。 (南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正)
- 2 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例(平成 18年南相馬市条例第123号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略)

附 則(平成28年3月24日条例第19号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第12条関係)

南相馬市民情報交流センター使用料

| 区分 | | 使用料 | | 供用時間 |
|--------|------------|----------|--------|--|
| 生涯学習施設 | マルチメディアホール | 1時間につき 2 | 2,000円 | (1) 日曜日、土曜日及び国 民の祝日に関する法律に規 定する休日 午前9時から 午後5時まで (2) 火曜日から金曜日まで 午前9時から午後8時まで |
| | 小会議室 | 1時間につき 4 | 400円 | |
| | 中会議室 | 1時間につき 6 | 600円 | |
| | 大会議室 | 1時間につき] | 1,000円 | |
| | クラフトルーム | 1時間につき 6 | 600円 | |

備考

- 1 使用時間は、準備及び後始末の時間を含むものとする。
- 2 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 3 使用時間を延長した場合の使用料は、1時間当たりの料金の100分の120に相当する額とする。
- 4 使用者が、商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用する場合、当該料金に 100分の200に相当する額を加算する。

(7) 南相馬市民情報交流センター条例施行規則

平成21年9月30日 教育委員会規則第10号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、南相馬市民情報交流センター条例(平成21年南相馬市条例第32号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (使用許可の申請等)
- 第2条 条例第8条第1項の規定により南相馬市民情報交流センター(以下「センター」という。) の使用許可を受けようとする者は、市民情報交流センター使用許可申請書(様式第1号。以下「使用許可申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 前項の使用許可申請書は、使用しようとする日の6月前から受け付けるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、センターの運営上支障が ないと教育委員会が認めたときは、前項に定める期間の前においても使用の申請をすることが できる。
 - (1) 市が主催又は共催する事業で使用するとき。
 - (2) 教育委員会が特に必要と認めるとき。

(使用許可書)

- 第3条 教育委員会は、前条の規定による使用許可申請書の提出があった場合において、その使用を許可するときは、市民情報交流センター使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)を交付し、許可しないときはその旨を申請者に通知するものとする。
- 2 センターの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、センターを使用するときは、 使用許可書を携帯し、係員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用の制限)

- **第4条** 使用者は、ギャラリーを同一の使用目的のために休館日を除き、継続して3週間を超えて使用することはできない。ただし、教育委員会が特に認める場合については、この限りでない。
- 2 使用者は、舞台を同一の使用目的のために休館日を除き、継続して6日を超えて利用することはできない。ただし、教育委員会が特に認める場合については、この限りでない。
- 3 使用者は、掲示棟を同一の使用目的のために、継続して3ヶ月を超えて利用することはできない。ただし、教育委員会が特に認める場合については、この限りでない。

(許可事項の変更等)

- 第5条 使用者は、使用許可事項の変更又は使用許可の取消しをしようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認を受けようとするときは、市民情報交流センター使用(変更・取消)承認申請書(様式第3号。以下「使用(変更・取消)承認申請書」という。)に使用許可書を添えて速やかに、 教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の規定による使用(変更・取消)承認申請書の提出があった場合において、 使用許可事項の変更又は使用許可の取消しを承認するときは、市民情報交流センター使用(変 更・取消)承認書(様式第4号。以下「使用(変更・取消)承認書」という。)を使用者に交付し、 承認しないときはその旨を使用者に通知するものとする。この場合において使用者は、変更の

承認により納付された使用料に不足を生じたときは、当該不足分を直ちに納付しなければならない。

(使用時間の延長)

- **第6条** 使用者は、やむを得ない理由により使用時間を超えて施設を使用する必要があるときは、 教育委員会の承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認を受けようとするときは、市民情報交流センター使用時間延長承認申請書(様式 第5号。以下「使用時間延長承認申請書」という。)に使用許可書並びに前条第3項の規定によ る承認を受けている場合は使用(変更・取消)承認書を添えて、速やかに教育委員会に提出し なければならない。
- 3 教育委員会は、前項の使用時間延長承認申請書の提出があった場合において、使用時間の延 長を承認するときは、市民情報交流センター使用時間延長承認書(様式第6号)を交付する。 この場合において、使用者は、当該延長時間に係る料金を直ちに納付しなければならない。

(物品販売等の許可の申請)

- 第7条 条例第9条第1項の規定により、同項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、市民情報交流センター物品販売等許可申請書(様式第7号。以下「物品販売等許可申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の物品販売等許可申請書の提出があった場合において、その販売等を許可するときは、市民情報交流センター物品販売等許可書(様式第8号)を交付し、許可しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(使用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、条例第11条第1項の規定により、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止するときは、市民交流センター使用(取消・制限・停止)決定書(様式第9号)により通知するものとする。

(使用料の減免及びその手続き)

- 第9条 条例第13条の規定により、使用料の減額又は免除する場合は、次に掲げる場合とし、 減額又は免除する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 国、地方公共団体その他の公共団体が主催し、又は共催して行う事業及び公共的団体が公共的事業に使用するとき 全額
 - (2) 市が後援する事業に使用するとき 5割
 - (3) その他教育委員会が特に必要と認める場合 教育委員会が定める額
- 2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第2条第1項の規定により申請書を 提出する際、市民情報交流センター使用料減免申請書(様式第1号)を、教育委員会に提出し なければならない。

(使用料の返還)

- 第10条 条例第14条ただし書の規定により、使用料を返還する場合は、次の各号に掲げる場合とし、返還する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 市において施設の管理上必要が生じたことにより使用の許可を取り消したとき 既納の使用料の全額
 - (2) 使用者の責めによらない理由により施設を利用できないとき 教育委員会が定める額
 - (3) 使用開始の日前10日までに使用の取消しについて届出があったとき 全額
 - (4) 使用開始の日前10日までに許可事項の変更の申請があり、教育委員会の承認を受けたとき変更部分に相当する額
- 2 前項の規定により、使用料の返還を受けようとする者は、市民情報交流センター使用料返還

申請書 (様式第10号) に使用許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。 (使用者の遵守事項)

- 第11条 使用者は、センターの使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 承認を受けた施設及び設備(以下「施設等」という。)以外のものを使用しないこと。
 - (2) 施設等をき損し、又は汚損する行為をしないこと。
 - (3) 許可を得ないで、センターの建物及び敷地内で募金、物品の販売、飲食物の提供又はこれらに類する行為を行わないこと。
 - (4) 許可を得ないで、広告宣伝物等の掲示若しくは配布又は看板、立て札等を設置しないこと。
 - (5) その他管理上支障があると認める行為をしないこと。
- 2 教育委員会は、使用者が前項の規定に違反すると認められるときは、使用を禁止し、又はその行為を止めるよう指示し、これに従わないときは退館を命ずることができる。

(係員の立入り)

第12条 教育委員会は、センターの管理上必要と認めるときは、係員を、使用している施設に立ち入らせることができる。この場合において、使用者はこれを拒むことができない。

(原状回復の点検)

第13条 使用者は、センターの使用を終了したとき、又は条例第11条第1項の規定により使用 許可を取り消されたときは、速やかにその使用に係る施設等を原状に復した後、教育委員会に 届け出て、その点検を受けなければならない。

(き損等の届出)

第14条 使用者は、施設等をき損し、又は滅失した場合は、速やかに教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日教委規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

minamicoma nuhlir lihraru

^{令和7年度} 図書館要覧

令和7年9月1日発行

編集・発行 南 相 馬 市 立 中 央 図 書 館

南相馬市原町区旭町二丁目7-1

TEL 0244-23-7789 (代表)

FAX 0244-24-6986

E-mail: toshokan@city.minamisoma.lg.jp